

平成 26 年

## 第 2 回定例輪之内町議会会議録

平成 26 年 6 月 5 日 開会

平成 26 年 6 月 13 日 閉会

輪之内町議会

## 第 2 回定例輪之内町議会会議録目次

### 6月5日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
報第1号	3
議案上程	4
町長提案説明	4
議第31号(提案説明・質疑・委員会付託)	6
議第32号(提案説明・質疑・委員会付託)	8
議第33号(提案説明・質疑・委員会付託)	9
議第34号及び議第35号(提案説明・質疑・委員会付託)	10
議第36号(提案説明・質疑・討論・採決)	16
散会	18

### 6月13日

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
欠席議員	19
説明のため出席した者	19
職務のため出席した事務局職員	20
開議	21
諸般の報告	21
一般質問	21
8番 森島光明議員	21
6番 田中政治議員	24

9番 森島正司議員 .....	37
2番 浅野常夫議員 .....	51
議第31号から議第35号まで（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	57
推第1号 .....	62
閉会 .....	63
会議録署名議員 .....	64

平成26年6月5日開会 第2回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成26年6月5日

○議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報第1号 繰越計算書の報告について  
(平成25年度輪之内町一般会計)

日程第5 議案上程

日程第6 町長提案説明

日程第7 議第31号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議第32号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議第33号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議第34号 平成25年度輪之内町水道事業の決算の認定について

日程第11 議第35号 平成25年度輪之内町水道事業の剰余金処分について

日程第12 議第36号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強
5番	浅野利通	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	西松敏夫
兼 参事 兼 教育参事	加藤智治	調整監	加納孝和

調整監兼 住民課長	岩津英雄	総務課長	兒玉隆
経営戦略課長	荒川浩	税務課長兼 会計室長	田中実
福祉課長	田中久晴	産業課長	中島智
建設課長	高橋博美	教育課長	松井均
危機管理課長	森島秀彦		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前8時59分 開会)

○議長（小寺 強君）

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、平成26年第2回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（小寺 強君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第118条の規定により議長において、3番 高橋愛子議員、8番 森島光明議員を指名いたします。

---

○議長（小寺 強君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会の会期は、本日から6月13日までの9日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から6月13日までの9日間と決定いたしました。

---

○議長（小寺 強君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長から、地方自治法第243条の3第2項の規定により、輪之内町土地開発公社の平成26年度事業計画及び平成25年度決算書類の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（小寺 強君）

日程第4、報第1号 繰越計算書の報告について（平成25年度輪之内町一般会計）の行政報告を行います。

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、報第1号 繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

お手元に配付の一枚物、繰越計算書の報告についてをごらんください。

報第1号 繰越計算書の報告について。平成25年度輪之内町一般会計について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。平成26年6月5日提出、輪之内町長。

繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成25年度輪之内町一般会計補正予算で地方自治法第213条第1項の規定によりまして、繰越明許費として26年度に繰り越すことをお願いした財産維持管理事業及び児童福祉総務管理事業の2事業について、平成26年3月31日までの支出状況を精査し、未執行の歳出予算額とその財源がどうなっているかということ報告するものでございます。

この2事業といいますのは、具体的には財産維持管理事業における庁舎太陽光発電設備設置事業において129万5,000円の支出がありましたので、繰越額は3,055万500円、さらに児童福祉総務管理事業における子ども・子育てシステム開発経費については、支出はありませんでしたので、353万円をそのまま繰り越しております。したがって、26年度への繰越額は3,408万500円となりました。

また、これらの財源内訳としては、平成25年度中に収入済みの特定財源はなく、26年度に収入する予定の県支出金と一般財源をそれぞれ繰り越しております。

以上で報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これで行政報告を終わります。

---

○議長（小寺 強君）

日程第5、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（小寺 強君）

日程第6、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

皆さん、おはようございます。

いよいよ梅雨の季節を迎えましたが、例年になく暑い日が続いております。少し早いですが、熱中症の事故のニュースも流れるようになっております。どうか体調管理にお気をつけていただきたいと、そんなふうに思っております。と申すものの、暑い暑いと言っておりますが、今年の夏はエルニーニョの関係もあってひよっとしたら冷夏になるんじゃないかというような予想もございますので、これから特に農産物に与える影響がないことを祈りたいなど、そんなふうに思っております。



輪之内町においては、かねてから懸案になっておりました排水ポンプが、去る3月15日、完成式典を迎えて、今、稼働を開始しております。降雨被害の軽減が図られたものと考えておりますけれども、なお、今後発生が懸念されるゲリラ豪雨、台風被害などに対して気を緩めることなく、万全の対策を講じていくつもりでおります。

さて、議員各位におかれましては、輪之内町発展のため格別の御尽力をいただいておりますことに、改めて敬意を表するところであります。

本日は、平成26年第2回定例輪之内町議会の開会に当たり、公私とも御多用のところを御出席いただき、誠に御苦労さまでございます。

まず、昨今の国政の状況を見ますと、4月から消費税率の引き上げがなされたところではありますが、これがどのように日本経済に影響するかと、その判断にはいましばしの時間が必要かなと、そんなふうに思っております。

国際通貨基金（IMF）のリプトン筆頭副専務理事によりますと、世界経済の成長は、アベノミクス第3の矢である成長戦略によって日本の潜在成長率をどのように引き上げることができるか、それにかかっているということを言っております。日本の潜在成長率が0.5%から1%程度にとどまって、低下傾向から脱却できないことを懸念しているようにも思われます。

私も現在の地方経済の状況等から見て、まだまだ経済の先行きについてどうこうという判断できる状況ではないなと考えております。来年以降、消費税が10%に引き上げ可能な経済状況を実現できるかどうか、これを注視してまいりたいと思っております。

さて、日本を取り巻く周辺諸国との関係においては、韓国による竹島占拠、中国との尖閣諸島をめぐるトラブルが生じております。これについては、蛇足ではありますが、尖閣諸島の扱いについては、日本政府のほうは領土問題は存在しないという立場をとっておることを留意しておきたいなと、そんなふうに思っております。

また、中国の防空識別圏の一方向的な設定、東シナ海、南シナ海における領有権の主張によって、関係国と中国との対立が危機的な水準にまで高まっております。さらに、ウクライナ問題で日本とロシアの関係も微妙になってきております。これらのもめごとは、決して他人事ではございません。この世界経済に影響を与えることを大変危惧しておるところでございます。今後注目をしたいと思っております。

さて、輪之内町では、自主自立の行政経営を目指し、自主財源を確保すべく、企業誘致及びそれに伴う雇用の拡大を目指して施策の展開をしているところでございます。議員各位の御理解を、いま一度お願いをしておきたいと思っております。

それでは、本日提出させていただきます議案について説明をさせていただきます。

一般会計及び特別会計の補正予算3件、決算関係2件、条例改正1件の計6件でございます。

議第31号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ637万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,137万1,000円と定めるものであります。

それでは、歳出補正予算から御説明を申し上げます。

民生費では、4月の人事異動による人件費の不足見込み額を職員給与費等として一般会計から国保会計へ繰り出し支出をするものであります。

消防費では、仁木コミュニティ防災センターのエアコンの老朽化に伴い、更新をするものであります。

教育費では、学校給食での食物アレルギー事故を未然に防止するためのチェックシステムを導入する費用でございます。

次に、歳入補正予算について御説明をいたします。

歳入補正予算としては、637万1,000円の財源として繰越金を充てるものでございます。

次に、議第32号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動に伴い、人件費の補正をするものであります。

次に、議第33号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、人事異動に伴い、人件費の補正をするものであります。

次に、議第34号 平成25年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第35号 平成25年度輪之内町水道事業の剰余金処分につきましては、平成25年度において給配水施設の維持修繕などの工事を行うとともに、清廉な水の安定供給と経費節減などの健全経営に努めた結果、事業収益1億4,108万9,000円、事業費用1億1,123万4,000円となり、損益計算による当年度純利益は2,778万4,000円となりました。

一方、資本的収支につきましては、収入が2,359万2,000円に対し、支出は、下水道工事に伴う配水管の布設がえなどの工事及び企業債償還金で8,667万1,000円となり、6,307万8,000円の不足が生じたので、消費税資本的収支調整額、減債基金積立金と過年度損益勘定留保資金で補填をいたしました。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法の規定に基づきまして、当年度未処分利益剰余金2,778万4,476円のうち、184万1,027円を減債基金に積立処分をしようとするものであります。

次に、議第36号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、復興計画の作成等のために派遣された職員に対して災害派遣手当を支給するため、条例の一部を改正するものであります。

以上で提出議案の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

---

## ○議長（小寺 強君）

日程第7、議第31号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）を議題としま

す。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

### ○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第31号、一般会計補正予算について説明を申し上げます。お手元に配付の議案1ページをお開きください。

議第31号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）。平成26年度輪之内町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ637万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,137万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年6月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

2ページ、3ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

それでは、今回の補正予算の内容について事項別明細書で説明をいたします。

まず、歳出予算について御説明申し上げます。4ページをお開きください。

款3.項1.目5.国民健康保険費の334万2,000円は、4月の人事異動による国民健康保険事業特別会計における人件費の不足見込み額を職員給与費等として一般会計から国保会計を繰り出し支出するものでございます。なお、本金額は、国民健康保険事業特別会計の補正予算のうち、総務費補正額と同額でございます。

次に、5ページをお開きください。款8.項1.目5.防災センター管理費の226万8,000円は、仁木コミュニティ防災センターの1階と2階のエアコンを更新するものでございます。当該エアコンにつきましては、設置以来30年が経過しまして、修繕するにも部品の調達が不能なこと、また利用者から強い更新の要望があることから、更新をしようとするものでございます。

続いて、6ページでございますが、款9.項1.目2.事務局費の76万1,000円は、当町においても食物アレルギーを持つ児童・生徒が年々増加していることから、学校給食での食物アレルギー事故を未然に防止するため、チェックシステムを導入するものでございます。

戻って、歳入について御説明をいたします。3ページをお開きください。

歳入補正予算といたしましては、歳入歳出調整のため、款18.項1.目1.繰越金の637万1,000円を計上したものでございます。

以上で、議第31号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わり

ます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第31号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第31号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）については、それぞれ所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（小寺 強君）

日程第8、議第32号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

岩津英雄君。

○調整監兼住民課長（岩津英雄君）

議案書4ページをお開きください。

議第32号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。平成26年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,934万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年6月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

5ページ、6ページにつきましては、款項別の補正額をあらわした表でございます。

詳細につきましては、事項別明細書にて御説明申し上げます。3ページをお開きください。

歳入、款9.項1.目1.一般会計繰入金334万2,000円を追加するものでございますが、先ほど一般会計補正予算の御説明のとおり、これを特別会計で受け入れるというものでございます。

続きまして、歳出の説明を申し上げます。4ページをお開きください。

款1.項1.目1.一般管理費、補正額は334万2,000円ということでございまして、人事異動によりまして、その人件費として、給料、職員手当等、共済費を合わせまして334万2,000円追加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（小寺 強君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（小寺 強君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第32号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（小寺 強君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第32号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

**○議長（小寺 強君）**

日程第9、議第33号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

**○建設課長（高橋博美君）**

それでは、議案書の7ページをお開きいただきたいと思っております。

議第33号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるということで、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,859万1,000円と定めるものでございます。平成26年6月5日提出、岐阜県安八

郡輪之内町長。

事項別明細書にて説明させていただきたいと思いますので、4ページをお開き願いたいと思います。

款1の公共下水道費、目1.特定環境保全公共下水道建設費ということで、補正額の59万1,000円につきましては、4月1日付の人事異動によりまして人件費を補正するものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款7の繰越金、目1の繰越金59万1,000円につきましては、予算総額の調整をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（小寺 強君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（小寺 強君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第33号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（小寺 強君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第33号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

---

**○議長（小寺 強君）**

日程第10、議第34号 平成25年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び日程第11、議第35号 平成25年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題とします。建設課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

**○建設課長（高橋博美君）**

それでは、お手元に配付してございます、平成25年度輪之内町水道事業会計決算書により御説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

議第34号 平成25年度輪之内町水道事業の決算の認定について。地方公営企業法第30

条第4項の規定により町議会の認定に付するということでございます。平成26年6月5日提出、輪之内町長。

2ページをお願いいたします。

議第35号 平成25年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてでございますが、これは地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして別紙のとおり処分するということでございます。平成26年6月5日提出、輪之内町長。

それでは、3ページ目以降、順次説明をまいりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、昨年度より公営企業会計制度の改正によりまして、制度の見直しによって新しく項目がふえたことによりまして数字を前年と比較できない書類がございますので、御了承いただきたいと思います。

3ページ目でございますが、平成25年度輪之内町水道事業決算報告書、これは消費税を含んでおります。金額につきましては、決算額のみとさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出で収入ですが、第1款水道事業収益は、総額で1億4,108万9,830円でございます。

支出につきましては、第1款水道事業費は、総額で1億1,123万4,216円でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。(2)資本的収入及び支出、収入につきましては、第1款資本的収入は、総額で2,359万2,428円でございます。

支出につきましては、第1款資本的支出は、総額で8,667万513円でございます。

下の段でございますが、資本的収入が資本的支出に不足する額6,307万8,085円は、消費税資本的収支調整額211万1,424円、平成25年度減債積立金636万9,309円、過年度損益勘定留保資金5,459万7,352円で補填いたしました。

続きまして、5ページをお願いいたします。平成25年度輪之内町水道事業損益計算書、これは消費税は含まれておりません。期間につきましては、平成25年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

1. 営業収益は、(1)給水収益と(2)その他営業収益で1億262万1,243円。

2. 営業費用は、(1)の原水及び浄水費から(5)資産減耗費までで合計9,234万1,020円でございます。

営業利益としましては1,028万223円でございます。

3. 営業外収益は、(1)受取利息及び配当金と(2)雑収益で49万8,629円。

4. 営業外費用は、(1)企業債利息と(2)雑支出で893万7,825円。

経常利益としまして184万1,027円でございます。

5. 特別利益としまして、(1)過年度損益修正益が3,290万266円。

6. 特別損失としまして、(1)過年度損益修正損が695万6,817円でございます。

当年度純利益と当年度未処分利益剰余金は、現金としての経常利益に現金が伴わない

減価償却分の特別利益、特別損失を差し引きしました2,778万4,476円となりました。

続きまして、6ページをお願いします。平成25年度輪之内町水道事業剰余金計算書、平成25年4月1日から平成26年3月31日まででございます。消費税は含んでおりません。

初めに、資本剰余金でございますが、受贈財産評価額と工事負担金と補償金のそれぞれ前年度末残高は6,047万9,000円、1億1,441万865円、5億2,068万1,617円でございます。

また、中ほどでございます当年度変動額につきましては、受贈財産評価額が32万2,000円、工事負担金は350万8,678円、補償金は1,896万301円でございます。

当年度末残高としまして、受贈財産評価額は6,080万1,000円、工事負担金は1億1,791万9,543円、補償金は5億3,964万1,918円でございます。

次に資料の右側、利益剰余金でございます。減債積立金と建設改良積立金はございません。未処分利益剰余金は636万9,309円でございます。

減債積立金の当年度変動額はマイナス636万9,309円、未処分利益剰余金の当年度変動額は、前ページの5ページでも申しましたけれども、2,778万4,476円でございます。

当年度末残高としまして、減債積立金と建設改良積立金はなく、未処分利益剰余金が2,778万4,476円ですので、資本合計としまして当年度末残高は17億3,492万8,540円でございます。

次に、7ページをお願いいたします。平成25年度輪之内町水道事業剰余金処分計算書(案)でございますが、当年度末における未処分利益剰余金は2,778万4,476円として残ります。そのうち、現金分としての経常利益分184万1,027円が議会の議決により減債積立金の積み立てとなり、残る2,594万3,449円は、繰越利益剰余金として繰り越すこととなります。

続きまして、8ページをお願いいたします。平成25年度輪之内町水道事業貸借対照表、平成26年3月31日現在のものがございます。これにつきましては、消費税は含まれておりません。

まず、資産の部、1. 固定資産は、(1)有形固定資産と(2)の無形固定資産がございまして、固定資産合計は13億9,986万5,740円でございます。

2. 流動資産は、(1)現金預金と(2)未収金、(3)貯蔵品で、流動資産合計は3億3,529万700円でございます。

資産合計としまして17億3,515万6,440円となりました。

9ページをお願いいたします。負債の部でございます。3. 流動負債は、(1)未払金で22万7,900円、これは消費税分でございます。

資本の部、4. 資本金は、総額で9億8,878万1,603円でございます。

5. 剰余金は、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金がございまして、剰余金合計としましては7億4,614万6,937円。



資本合計は17億3,492万8,540円、負債資本合計では17億3,515万6,440円となりました。10ページでございますが、平成25年度輪之内町水道事業報告書・付属書類でございます。

次の11ページをお開き願いたいと思います。平成25年度輪之内町水道事業報告書で、(1)総括事項でございますが、営業内容としましては、事業収益が1億3,602万円で、前年度と比較いたしますと3,109万9,000円の増額でございます。事業費用は1億823万6,000円で、前年度と比較しますと968万4,000円の増額となります。損益計算による純利益は2,778万4,000円になりました。

資本的収支については、収入2,350万9,000円に対し、支出は8,343万6,000円となり、不足額5,992万7,000円は、留保資金で補填いたしました。

(2)につきましては議会議決事項でございますが、昨年度の議会への提出日と議決日を掲げてございます。

(4)の職員に関する事項につきましては、平成24年度、平成25年度とも事務職員1名分でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。(1)建設改良設備工事の概況で、工事件数は全部で12件、工事費合計額は6,232万2,078円でございます。これにつきましては消費税を含んでおります。

続きまして、13ページをお開きください。(2)保存工事の概況、税込みでございますが、配水管の修理から水源地点検整備・修理まで27カ所、費用としまして489万2,520円を要しております。

(3)給水新設工事につきましては、給水新設が40戸、廃止が2戸でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。(1)業務量といたしまして、有収率は71%でございますが、本管の漏水がございまして、これが数カ月続いていたようでございます。このために、年間配水量が増加しまして、年間給水量に対する割合が大きく低下することになりました。

以下、(2)(3)につきましては、後ほどまた出てまいりますので、そちらで説明させていただきます。

次に、16ページをお願いいたします。4. その他の(1)経営分析及び財務分析につきましては、3. 供給単価は89円、4の給水単価は96円でございます。前年と比べまして給水単価が12円上がっておりますが、これは総費用が高額になったことが原因でございます。高額になった原因の主なものにつきましては、まず水源地の電気代が増額になったこと、また水道管理システム更新委託料、これは水道の管網図等を工事をやった部分の更新を委託するわけでございますが、この金額が増額になったものです。また、会計制度見直しによりまして支援委託を行いましたので、これが前年に比べてふえたこと。また、過年度損益修正額の計上、これは新しく特別損失という形で計上することに

なりましたので、こういうことが原因で上がったものと思います。

続きまして、18ページをお願いいたします。事業の推移でございますが、給水人口は、平成25年度は9,789人、給水戸数は2,935戸で、わずかずつでございますがふえてきております。年間給水量は114万990立方メートル、それから年間事業収益につきましては1億312万1,000円でございます。年間事業費用としましては1億127万9,000円で、約300万円の増となっておりますが、16ページで給水単価が上がった理由で御説明申し上げましたが、同じように水道の電気代とか、水道管理システムの更新、また耐震基準の見直し、支援委託による増額、また特別損失の新規計上等が主な原因でございます。

19ページをお開きください。平成25年度輪之内町水道事業収益費用明細書でございます。これは消費税を含んでおりません。

収益的収入、款1.水道事業収益は、営業収益と営業外収益と特別利益を合わせまして1億3,602万138円でございます。

主なものは、目1.給水収益として1億127万734円、目2.その他営業収益として、一般会計負担金は100万円、手数料は5万円、雑入は30万509円でございます。

3の特別利益としまして新たに計上いたします過年度損益修正益が3,290万266円でございます。

続きまして、20ページでございます。収益的支出、款1.水道事業費としまして1億823万5,662円。

目1.原水及び浄水費の主なものとしまして、修繕費の252万2,320円は、高圧受電設備取りかえの工事がございました。それから、動力費1,234万3,020円につきましては、水源地の電気代でございます。

目2.配水及び給水費の中で節の委託料でございますが、370万2,629円、これは量水器の管理システム更新を行ったものでございます。

3の総係費につきましては、職員1名分の給料等でございます。続きまして、21ページでございます。節の6番目、委託料でございますが、420万8,580円は、会計制度見直しへの委託料でございます。

目4.減価償却費、有形固定資産減価償却費5,596万4,295円は、建物、構築物、機械の備品等でございます。

目5.資産減耗費235万6,749円で、固定資産除却費は2,356万749円でございます。

それから、項3.特別損失として新たに計上することになりました過年度損益修正損は695万6,817円でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。平成25年度輪之内町水道事業資本的収支明細書でございます。消費税は含んでおりません。

資本的収入でございます。款1.資本的収入につきましては、総額で2,350万8,678円でございます。

項1. 工事負担金、節の加入負担金につきましては167万5,000円、40件の新規と2件の口径変更がございました分でございます。また、節の工事負担金183万3,678円につきましては、消火栓の工事5件分でございます。

項2. 補償金、節の補償金2,000万円につきましては、下水道会計からの布設がえ工事の補償金でございます。

資本的支出、款1. 資本的支出につきましては、総額で8,343万5,640円でございます。

項1. 建設改良費、節の工事請負費でございますが、5,935万4,360円につきましては、管渠工事費でございます。その下、委託料の534万3,100円につきましては、その管渠工事の設計委託費でございます。

項2. 企業債償還金でございますが、1,862万7,940円は、元金の償還金でございます。

続きまして、23ページでございます。平成25年度輪之内町水道事業固定資産明細書でございますが、一番右、年度末償却未済高は、合計で13億9,986万5,740円でございます。

下の平成25年度輪之内町水道事業企業債明細書でございますけれども、中ほどにございます未償還残高は、合計で4億3,879万86円でございます。

24ページにつきましては、5月22日に監査を受けておりますので添付させていただいております。

なお、先ほど新しく見直しによりまして項目がふえまして、特別利益と特別損失という言葉が何度か出てまいりましたけれども、特別損益ということで、特別損益は特別利益と特別損失に分かれます。通常の損失、利益ではなく、非経常的な損益のうち、臨時、または巨額なものをこの特別利益、特別損失ということで計上することになっております。例えば、前年度までに行った損益の修正額とか保険等の差額、また役員が退職したときの慰労金等、例年、毎年発生しないもの、これを特別利益、特別損失として計上することになっております。

それで、輪之内町の場合は何がその金額になったかと申しますと、まず特別利益でございますけれども、これは今までみなし償却というものがございました。このみなし償却をしていたりしていなかったりしたものを、今回の会計制度の変更に伴いまして、減価償却をし過ぎていた分を修正いたしました。減価償却をし過ぎていた分というのが特別利益として計上いたします。また、逆に、減価償却をし足らなかった分につきましては、特別損失として計上することになりましたので、それぞれ合算ではなく、それぞれの特別利益、特別損失として計上しなければならないということで、今回、過去の分を全て見直し、修正したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

#### ○議長（小寺 強君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第34号及び議第35号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第34号 平成25年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第35号 平成25年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長(小寺 強君)

日程第12、議第36号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長(兒玉 隆君)

それでは、御説明をいたします。議案書は11ページでございますので、ごらんいただきたいと存じます。

議第36号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成26年6月5日提出、輪之内町長でございます。

12ページに一部を改正する条例が載せてございます。

先ほど町長の提案説明にもございましたとおり、大規模災害からの復興に関する法律が昨年6月21日に公布、施行されております。また、大規模災害からの復興に関する法律の施行令が昨年8月19日に公布され、同月20日から施行されておるところでございます。

これらによりまして、復興計画の作成等のために派遣された職員に対して市町村の条例で定める額の災害派遣手当を支給することができるということになりましたので、今回、職員の給与に関する条例を改正して、災害派遣手当を支給できるようにするというものでございます。

条例の改正の内容につきましては新旧対照表で御説明をさせていただきますので、表

紙を開いていただきまして、1ページをごらんいただきたいと存じます。

輪之内町職員の給与に関する条例の第23条の8でございますけれども、ここで災害派遣手当等について規定をしております。今回は、この第1項を改正しようとするものでございまして、従来は災害対策基本法に基づいて、災害応急対策、あるいは災害復興のために町に派遣された者について災害派遣手当を支給するという規定でございましたけれども、ここに先ほど申し上げました大規模災害からの復興に関する法律に基づいて、復興計画の作成等のために町に派遣された者にも災害派遣手当を支給できるように改正をするという内容でございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

**○議長（小寺 強君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（小寺 強君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第36号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（小寺 強君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（小寺 強君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第36号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**○議長（小寺 強君）**

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって6月12日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第31号から議第35号までについては、6月12日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、6月13日に委員長報告をお願いします。

---

○議長(小寺 強君)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会最終日は午前9時までに御参集願います。

本日は大変御苦労さまでございました。

(午前9時55分 散会)

平成26年3月6日開会 第1回定例輪之内町議会

第2号会議録 第9日目

平成26年6月13日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議第31号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）

日程第4 議第32号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議第33号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議第34号 平成25年度輪之内町水道事業の決算の認定について

日程第7 議第35号 平成25年度輪之内町水道事業の剰余金処分について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成26年第2回定例町議会付託事件）

日程第8 推第1号 輪之内町農業委員会委員の推薦について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強
5番	浅野利通	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	西松敏夫
兼 参事 兼 教育参事	加藤智治	調整監	加納孝和
兼 調整監 兼 住民課長	岩津英雄	総務課長	兒玉隆
兼 経営戦略課長	荒川浩	兼 税務課長 兼 会計室長	田中実



福祉課長 田中久晴  
建設課長 高橋博美  
危機管理課長 森島秀彦

産業課長 中島 智  
教育課長 松井 均

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 足利恵信

議会事務局 西脇愛美

(午前 8 時 59 分 開議)

○議長（小寺 強君）

ただいまの出席議員は 9 名で、全員出席でありますので、平成 26 年第 2 回定例輪之内町議会第 9 日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（小寺 強君）

日程第 1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第 31 号、議第 33 号から議第 35 号までについての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第 31 号及び議第 32 号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（小寺 強君）

日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は 3 回までとします。

8 番 森島光明議員。

○8 番（森島光明君）

おはようございます。

きょうは一番最初に質問させていただきます。

教育改革について。

ゆとり教育と、児童・生徒を学校の集団から家庭や地域社会へ戻し、また異年齢集団の中で学び、遊ばせることで個性を見出し、心豊かな人間にしていくことを目的に、平成 14 年から学校の週 5 日制が実施されてきました。

そこで、以前の週 6 日制と比べ教育にゆとりはできたのか、学力は、子供たちの生活内容など、どのように変化があったのか、わかればお聞かせください。

そして、今、国のほうでは土曜日に小・中学校の授業を行うとしております。その実施については、各教育委員会で判断するとしております。土曜授業についてどのように考えてみえるのか、教育長の見解をお伺いいたします。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

教育長 西松敏夫君。

○教育長（西松敏夫君）

おはようございます。

森島光明議員の御質問にお答えします。

初めに、学校週5日制の実施に伴う、子供たちの変化についてお答えします。

学校週5日制は、学校、家庭、地域社会の役割を明確にし、それぞれが協力して豊かな社会体験や自然体験などのさまざまな活動の機会を子供たちに提供し、ゆとりの中で、みずから学び、みずから考える力や、豊かな人間性などの生きる力を育むことを狙いとしています。

この狙いのもと、学習指導要領の改訂が行われ、教科の授業時間数が削減され、学校週5日制が平成14年度から完全に実施されたわけであります。そのため、児童・生徒がみずから課題を持ち、主体的に解決していく力を育てることを目的に、「総合的な学習の時間」が新設されました。各学校では、総合的な学習の時間を活用し、さまざまな取り組みが行われました。

御存じのように、仁木小学校ではアイガモ農法による米づくりが行われ、地域の方や農家の御支援をいただきながら、豊かな体験活動が推進されてきました。子供たちは、もみまきから収穫までの一連の作業を自分たちの手で行い、意欲的に学んできました。そして、地域の方の頼もしさや願いを肌で感じるとともに、アイガモによる米づくりを自慢に思ったのであります。ゆとりのある中で豊かな体験ができ、人間性を高めてきたものと考えております。

また、土曜日が休日となった結果、スポーツ少年団や部活動、習い事、体験活動等にに取り組む時間ができ、日曜日は休息の日とし、心身ともにゆとりのある中で生活ができたことも評価されるところであります。

その一方で、3年ごとに15歳の生徒に実施される、世界的な学習到達度調査であるPISAの国際順位がこの学習指導要領の実施に伴ってどんどん低下するという報告がなされました。そのため、ゆとり教育の見直しが各方面から求められたのであります。

そこで、平成20年には教科の授業時間数を増加した学習指導要領が告示され、それに基づいた授業が実施されております。その結果、先ほどの国際順位は回復に向かっているという報告が出ていることには留意する必要があるかと思われまます。

2つ目の御質問、土曜授業の実施について私の見解を申し述べます。

土曜授業は、文科省によれば土曜日において子供たちに学校における授業や、地域における多様な学習や体験活動の機会など、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域の全ての大人が連携し、役割分担しながら取り組みを充実する必要があることとされ、土曜日の一層の充実が求められているところ です。

こうした方向を受け、岐阜市では本年度から土曜授業を年10回実施することや、第1回の土曜授業の様子等が新聞紙上で大きく報道されたところ です。

学校週5日制の完全実施から10年以上が経過し、小・中学校で学ぶ児童・生徒の全てが土曜日と日曜日が休日となる生活を送っております。そのため、子供たちの生活のリズムは、この流れの中でつくられており、それは家庭でも定着しつつあると思われます。また、地域でも子供たちのためのさまざまな活動が土曜日に実施されてきております。

その一方で、教科の授業時間数が増加し、学習内容が多様化しており、全ての児童・生徒に限られた時間の中で確かな学力を身につけることは難しくなっております。小・中学校では、主として算数や数学で少人数指導や複数の教員による指導を行い、学力向上に努めております。

この上は、国際社会で常に上位の学力を持ち続けることができるよう、今まで以上に豊かな教育環境を整えるなど、我々の努力にかかっていると考えます。そのためには、多様な学習や授業の充実をさらに求め、学力の向上を図る土曜授業の実施も一つの方法であろうと思われます。今後、保護者や学校に意見を求めながら、教育委員会で検討したいと考えております。

以上で、森島光明議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

(8番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

8番 森島光明君。

○8番(森島光明君)

今、お聞きしまして、週5日制になってから、土曜日の授業が減っただけかなあ、あるいは土曜日の分はどこで補われているのかなあということがわかってきたわけですが、そんな中で、それが総合的な学習の場になっているということがわかってまいりました。

当時、今、教育長さんが言われましたように、スポーツ少年団とか部活に入った方も多かったかと思ひます。また、あのころは6つか7つの子供文化サークルが立ち上がったと思ひますが、そういったスポーツ関係、あるいは文化サークルのその後の状況はどうなったのか。今も二、三は残っているかと思ひますが、どのような変化があったのか、わかればお聞かせを願ひたいと思ひます。

それと、岐阜市では今年度から年に10回ということですが、来年度からどうなるのか。その辺で毎週行うようになった場合、どのような内容になるのか、ある程度具体的なことがわかればお聞かせ願ひたいと思ひます。以上です。

○議長(小寺 強君)

教育長 西松敏夫君。

○教育長(西松敏夫君)

文化サークルについてのお尋ねでございますが、現在も「わのうち未来塾」といった塾を行っております、それは土曜日じゃございませんけれども、1年間の中で予定を

して進めております。

また、実施になった場合、どのようなことが考えられるかということですが、  
まだ教育委員会としては方向性を出しておりませんが、求められているところによれば、  
ふるさとに関する学習をしたり、それから地域の皆様を学校にお呼びして学習を進めたり  
というようなことが考えられております。なお、学習時間をふやすということも考え  
られるというふうに思っております。

いずれにしても、まだどのようにするかということについては、先ほど申しまし  
たように、皆様と御協議しながら考えていきたいというふうに思っております。以上で  
ございます。

(8番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

8番 森島光明君。

○8番(森島光明君)

児童・生徒が幅広い分野で勉強し、知識を身につけて、心が豊かに成長するように指  
導していただきますようお願いしまして、質問を終わります。

○議長(小寺 強君)

6番 田中政治君。

○6番(田中政治君)

議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

田畑の麦も黄金色に輝き、水稻の苗も移植を待つばかり、一年で最も忙しい季節にな  
りました。

以下、3点についてお尋ねをいたします。

まず、1点目です、輪之内町の安心・安全について。

その中で1番、青パトの活用についてお尋ねをします。

小学生の児童が連れ去られたり、高校生が連れ去られ殺害されるといった痛ましい事  
件が多い。当町においても無縁とは言えないのではないのでしょうか。パソコン、スマー  
トフォン等により情報が氾濫し、子供たちも危険な目に遭うかもしれません。

青パトが設置されてから10年近くなると思いますが、町内を走るときは必ず点灯し、  
官民一体となって不審者を寄せつけない、抑止の効果を期待しています。

そこで、以下2点について質問します。

1. 現在、青パトは1台だと思いますが、増車し、充実させることは考えてみえませ  
んか。また、現在の点灯状況ですが、どう考えてみえるのか、お尋ねをします。

2番目、情報から犯罪に巻き込まれないように、教育現場はどのような指導をされて  
いるのか、お尋ねします。

次に、街路灯の充実についてお尋ねします。

一年で最も日が長い時期になってきました。朝は5時ごろから、夕方は7時ごろまでライトなしで行動できます。あと1カ月ぐらいすると、学校も夏休みに入り、夜間の行動も多くなると思われます。

夜間パトロールも毎年行われ、関係者の方には大変御苦労さまですが、限られた時間です。当町は、夜になると大変暗い場所が多いと思います。LEDに切りかえられつつあり、電気代も区のほうに負担を求められていることもあり、もっと充実して、住民が安心して暮らせるまちづくりを強力に推進してほしいと思います。町長のお考えをお尋ねします。

次に、コミュニティバスの利用についてお尋ねします。

1. 輪之内町では桜まつり、ふれあいフェスタ等、多くの催しが開かれています。輪之内町地域公共交通会議が中心となって、今後の地域公共交通について協議されていることと思います。デマンド型交通もその一つと思いますが、現在のコミュニティバスを催し物が計画されているところに臨時に運行されることはどうでしょうか。

例えば、6月15日に本戸地区においてあじさいまつりが盛大に開かれますが、駐車場が余り大きくなく、不便を感じていますが、臨時バスを運行され、多くの皆さんの来場を期待したいと思います。

2. 保育園、小・中学校の生徒の登校・下校支援への利用。

毎朝・夕、保育園への送迎に苦労されている方も多いと思います。また、小学校の児童の方でも利用したい人も多くあるのではないかと思います。登下校の安全確保のためにも、今後、コミュニティバスの利用も考えられたらと思います。町長さんのお考えをお聞かせください。

以上、よろしく申し上げます。

#### ○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

それでは、田中政治議員の御質問にお答えをいたします。

何点か質問をいただいております。順次、お答えをします。

第1点目の輪之内町の安心・安全について、その中の1つ目であります青パトの活用についての御質問でございます。

議員も先ほどおっしゃられたように、耳を塞ぎたくなるような子供に対する痛ましい事件でありますとか事故が全国で起きていることは、御案内のとおりでございます。今こそ、地域力といいますか、地域の目が重要なんだろうと、そんなふうに思っています。犯罪を防ぐには、常に地域の方々の目があるということは多くの犯罪抑止力につながるということは、私も常々感じておるところであります。

そこで、お尋ねの、いわゆる青パトについてであります。子供たちの下校時などに

青パトによりパトロールするという点については、まさしくこれは地域の目であり、非常に有効なことだと考えております。

さて、その青パトについてであります。いわゆるその青色の回転灯の設置について、少しそのどういう状況かということをお話ししたいと思います。青色の回転灯を自動車に装着する場合には、まず自主防犯パトロールを実施することができる団体であることの証明を受けることが必要でございます。その申請につきましては、平成17年7月に岐阜県警察本部長宛てに大垣警察署経由で輪之内町から証明の申請をし、同年8月5日に当町に対して証明がなされております。それを受けて、同年8月8日に中部運輸局に青色回転灯の設置に係る基準緩和認定申請をし、同月23日に認定がなされ、平成18年2月に青色回転灯を購入設置して運行を開始したところであり、本年度で約8年を経過したというところでございます。

その間、青色回転灯の自主防犯パトロール実施者講習を受講した教育課の職員を初め、平成19年度からは輪之内町地域学校指導員（スクールガードリーダー）が曜日を決めてパトロールを実施しているところであります。

そこで、1つ課題となりそうなわけでありまして、青色回転灯をつけた車の運行を行うに当たっては、他の業務と兼ねて青色回転灯によるパトロールを実施しないことという制約があります。守らないときには取り消しとなる場合があるということだそうです。したがって、今後も継続してやっていくためには、基本的なルールを守った運用と運行を継続していくことが重要なことだろうと考えております。

以上、青色回転灯の設置の経過などを述べさせていただきましたが、他の業務と兼ねて利用できないなどの制約がありますので、当面は、現在ある1台の使用の頻度を高めていきたいと考えております。具体的には、職員による防犯パトロールとしての増加を図ったり、スクールガードリーダーによる、なお一層の活用を図ってまいりたいと考えております。

2点目の、情報から犯罪に巻き込まれないように教育現場はどのような指導をしているかについてでございます。

町内の学校では、ICT活用を進めると同時に、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育て、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解や、セキュリティーの知識・技術、健康への意識を育てることを目的に情報モラル教育を推進しているところでございます。

携帯電話を持っていないから大丈夫だと思っておられる保護者の方も大勢おられるようですけれども、技術は日進月歩と申しますか、ゲーム機や音楽プレーヤーでもネットにつながることで、チャットでありますとか、ロールプレイングゲームに関するトラブルがどんどん増加しているような状況だと認識しています。

そこで、学校においては、不必要な書き込みはしないと、人を傷つけないなど基本的

なモラルの指導を、道徳の時間、図工の時間などの授業時間、朝の会や帰りの会など、いろいろな場面で実施をしているところでございます。

具体的には、仁木小学校において昨年度の3学期に、総務省、文部科学省支援のe-ネットキャラバンを活用して、携帯やパソコンを安心・安全に使うことを学ぶ講座を実施しております。

また、昨年度、輪之内中学校において全校放送を利用して、携帯電話の使用を中心に情報モラルの指導をしているところであります。

また、学級PTAでありますとか、学年PTAなどでの懇談会の場合においても、情報モラルについて資料をもとに説明をし、保護者への啓発を行っております。

いずれにしても、これらについては機会あるごとに情報モラルについて指導していくことが肝要であろうと考えておるところでございます。

次に、街路灯の充実についてのお尋ねでございます。

まずは、街路灯の現状について御説明をさせていただきます。

平成21年度の電気代約188万円、それが平成26年度の予想額が290万円ほど、わずか5年で約100万円ほど電気代が増加をしております。また、修繕費についても、平成21年度の54万円が平成25年度では100万円になっており、ざあっと4年間で46万円ほど増加しております。この5年間で平均しますと、年間約30万円ずつ維持費が増加していると、そんな状況でございます。

このような状況下で、昭和年代設置の水銀灯のLED化がなかなか進まず、街路灯の新設にも結果して影響を及ぼしております。状況を見ますと、平成24年度には仁木地区の水銀灯のLED化を43基、平成25年度は福東地区38基、平成26年度には大藪地区の45基を予定しております。このまま行きますと、平成27年度から2巡目に入るわけでございますけれども、今まで以上のスピードで整備が進むように、新たな予算措置も含めて検討してまいりたいと思っております。

次に、コミュニティバスについてお答えをいたします。

少し今までの経過を見てみますと、平成19年9月に岐阜バス南濃線が廃止されて、いわゆるバス事業者による運行がその時点で非常に厳しい状況になったわけですが、それを自主運行バスとして輪之内北部羽島線2系統と輪之内南部線1系統を代替えとして、同年11月、運行開始をし、その後、利用の状況を見ながら、平成22年10月、全面的な見直しを行って、輪之内文化会館前と岐阜羽島駅を結ぶ輪之内羽島線、安八温泉、ザ・ビッグ輪之内店とコミバス今尾を結ぶ南北線、町内の公共交通不便地域をカバーする町内線を運行し、さらに鉄道や隣接市町のコミュニティバスとの連絡、学生定期の発行でありますとか、フリー乗降制の導入など、利便性を高めるための改善策を加えつつ、4年目を迎えております。

ただ、残念ながらといいますか、状況を見てみますと、平成25年9月末の年間輸送人



員は1万1,355人、大体前年とほぼ横ばいに推移しておりまして、その割にはバス路線の維持への財政負担が大きいとか、乗客が少ないんじゃないかということを描する声があるのも事実でございます。これらの対応策としまして、住民の皆さんを初めとする各種団体へのアンケートの調査、バス利用者のヒアリング、住民懇談会、ワークショップの開催等を実施し、真の住民要望は何かということについての把握に努めてまいったところでございます。

現在、バス運行のあり方について、議員のほうからもお話がございましたが、輪之内町地域公共交通会議で検討を重ねている状況でございます。その検討状況の中では、朝夕の定時定路線バスは、通勤・通学のために存続させ、昼間の時間帯には需要に応じた交通、いわゆるデマンド型交通というものですが、この形態をとって、町内の買い物、通院等に役立ててもらおうという方向づけの中で、現在、結論を得るべく努力をしているところでございます。

さて、そういう状況の中で御質問をいただいた、あじさいまつり等のイベントへのコミュニティバスを臨時的に運行することについてどうかということでございますけれども、過去の例を見てみますと、例えば毎年恒例のふれあいフェスタの期間中に町内を北回り6本、南回り5本、西回り5本の、計16本の臨時バスを巡回させました。ちなみに、平成25年10月5日は17名、6日は30名、その前年は、残念ながら台風のため中止でございました。さらに、その前、平成23年は、10月1日が7名、2日は15名、乗降者数は、1日当たり平均20名ほどという状況です。残念ながら、想定したほどの利用はなかったというのが実態でございます。

そうではありますけれども、バス利用の全体効率を高めて、結果として地域の足として確保することにつなげようとするのは当然必要でございますので、あらゆる機会を逃すことなく、工夫を重ね、しかも、継続していくことが大事だと、それは私が今ここで言うまでもないことだろうと、そんなふうに思っております。

今後、費用対効果を念頭に置きつつも、各イベントの開催状況に応じて適切に対応していかなければならないと考えております。

2つ目の御質問の、保育園児、小・中学校児童・生徒の登下校支援への利用についてでございますが、現在、通園・通学の状況を見てみますと、保育園児については、安全確保のために保護者の送迎をお願いしております。小学校の児童は、高学年児童が班長となって集団登校をしており、下校時には高齢者による見守り隊等に安全確保の支援をお願いしているところでございます。

また、中学校の生徒は、ほとんどが自転車通学をしており、そういう意味では、地域公共交通へのニーズについて、現状でそのニーズの実態を把握するという事はなかなか難しいのかと、そんな感じがしております。仮にけがや病気等で通学に支障がある場合には、最寄りの停留所から乗って最寄りの停留所でおりにいただくという利用の形態

になろうかと思えます。

また、御質問の内容がコミュニティバスについてもスクールバス的な利用を兼ねることを想定しているのではないかというふうにも受け取れますけれども、そうであるのであれば、コミュニティバスによる地域の足の確保の視点とは別に、保育所でありますとか、学校運営の視点から、どのような取り組みが可能かということについて別の視点の検討を要するんじゃないかと、そんなふうに思われます。現状では、まだそういうことについて考えを及ぼすまでに至っておりません。

ただ、常に何につけてもそうですけれども、常に改革、効率化の努力をすることは当然でございますので、それらも視野に入れることにやぶさかではないと申し上げておきたいと思えます。

以上で、田中議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(6番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

6番 田中政治君。

○6番(田中政治君)

現状について、いろいろ踏まえて御答弁をいただきました。わかりやすく御答弁をいただいたわけなんですけど、順次、2回目の質問ということできせていただきますけれども、1つ目の青パトの関係ですが、これは今の他の業務とあわせて実施できないという制約があるというのは初めて、今までそういう話は聞いたことがございませんでしたので、そういうことは全く頭にございませんでした。ですから、そういうことについて、それならば、それを踏まえて、夜になりますと、例えばどこかの何々ガードとか、いろんな会社が青いパトロールを、回転灯を回してビュービュー走って業務をされておるんですが、その業務という大きなくくりの中に行政が、例えば教育委員会なら教育委員会、産業課なら産業課、建設課なら建設課という業務の中で、その青パトを運行上、回していったほうが危くない。例えば、建設課でしたら、工事現場でそのパトロールをしに行くのに、子供たちの防犯じゃなくて、自分たちの業務の中の青パトという中の位置づけを違った意味で、この町は青パトが動いておることが不審者に対して、その抑止の力を持つのではないかと私は思います。

そんな中、ほかの仕事、業務とあわせてやったらあかんということは、青パトの回転灯を回しながら違う仕事をやったらあかんということだと理解されるので、それなら現場へ行くときに青パトの回転灯を回して行ってもらえれば、それは業務の中で、別に違った仕事で青パトの回転灯を回しているわけではないという私の中のちょっと違った部分の、ひねくれた認識かもしれませんが、各課が力を合わせて、そういう中で取り組めれば、これは青パトが輪之内じゅうに幾つも幾つも走ることが可能ではないかと。

あわせてやったらあかんということで、一くくりにして、それならどうやってやったらいいんやという次の手を考えないと、抑止、抑止と言いながら、手をこまねいて今までどおり。

最初の青パトを設置するときに、私、一般質問で最初にどうかという提案をさせてもらった、その本人ですけれども、その中で、当時、吉川さんはそのことについて、もう既に御認識がございました。その中で早く導入がなされたという経緯でございますが、その後、たびたびこの一般質問の機会の中で、教育委員会、おい、町内を走るときは青パトの回転灯を回して行ってくれたらどうやと、再三再四言っておるわけですが、必ずしも教育委員会そのものが、なかなか青パトの回転灯を回して、例えば役場から小学校へ行くとか、いろんなどころへ出向くときにでも、本当に回して行っておるか。胸を張ってやっておりますよという課長がおるなら、手を挙げて反論してもらえば結構ですが、私の目に、見ておる限りでは、やっていただいておりますときもあるし、いただいていないときもある。これは私の目で見っておりますので、反論があれば言っていただければ結構です。

そんな中で、先ほどから言っております抑止をどういうふうに考えてみえるのか。町長さんの御答弁の中に、地域も含めてそういう時期に来ているんやと、やっぱりやらないかんと。子供たちを守ってやらないかんとということであれば、青パトを運行できるのは行政のほうですね、今の段階では。だから、それには許可も要りますし、それに対する資格も当然要ります。

ですから、2つ目の質問の中で、その考え方についてということと、もう1つ、その資格を持ってみえる方は、今現在、庁舎の中で何人お見えになるかなど。これ、講習を受けて資格を取らないかんとというふうに聞いておりましたので、それもあわせてお聞きをしたいと思います。資格の取得状況ですね。

それから、次はネットでの情報犯罪から守りたいということで、守るんだとしたらということで、大変事あるたびに教育をされておることがよくわかりまして、ぜひとも子供たちに、それをくどくどしいくらい言っても、こうやって犯罪にややもすると巻き込まれるということで、大変油断はならないという現状だと思いますので、引き続き、重要な課題として各教育現場でやっていただきたいというふうに思います。

それから、次の街路灯の件ですが、町長さんの御答弁ですと、毎年30万円ほど経費が増加してきておるといってございまして、30万、50万は、1年間で割ってみたら幾らになりますかね。そんな単位のお金をかかるとか、かからんとか、そういう理屈以前の問題で、町長が一番考えてみえる町民の安全・安心を、目で見える形で地域住民に提供できるのは夜の安全でしょう。子供たちも、今は日が長いんでいいんですが、間もなく、また暗い時期がやってきます。そんな中で、学校の子供たちも帰るときにもう真っ暗でというときに、そのときに間に合わせるんやなくて、通年を通じてそういう意識を

持って。

27年からは新しく予算措置も考えたいというふうに前向いた御答弁をいただいておりますので、これ以上はくどく言いませんけれども、そういうお考えであるならば、補正を組んでも、一年でも早く、本当にどんな現状なんだということを商工会のほうに、同じようなお金を毎年委託の形で積み上げておるだけでなく、それは重要な基本の柱の一つに据えて、前倒しでも結構なんでやれることからやって、皆さんが、おう、ええなというふうに実感していただけるようなまちづくりも、やっぱりある半面、地味な、そういう努力も要るのではないかなと私は思います。

あえて、区のほうからも、これは前も言いました。裕福な区とそうでない区と、区でもいろいろあります、財政運営状況がね。例えば私の地区では、そういった企業からの協力金はいただけない地区でございますので、全てのお金は区民から徴収されたお金で電気代も支払う、そんな中で運営されております。一方、有力な企業からのそういう支援がある、協力金がある地区においては、そんな10万や20万の金は、何ら区民に相談なしで、区の運営の中で十分こなすだけの力を持ってみえると思うんですが、これは行政が区にそういう云々ということをするときもいいんですが、やはり責任を持って、きちんとこれについては運営されるべきであろうと、私はかねがね思っておりますし、町長さんも多分そういうお考えだとは思いますが、たまたま区のほうからも、何やったら協力してもいいよというお話があったということで、今続いておるのではないかなと思っておりますけれども、それは一時的な過渡的な考えというふうにお考えをいただいて、それならば、今の区長会、各区にアンケートをとって、電気代の負担はどうかとお聞きになったら、恐らく幾つの区も、そんなええよという区は少ないのではないのかなあと私は思います。

ですから、過渡的な考えとしてはいいんですが、将来的には全面的に明るいまちづくりをどんどん推進してほしいと、私はそういうふうに思いますので、ひとつそれについても、27年からの取り組みだというふうに御答弁いただきましたので、あえて答弁はいただかなくても結構ですが、そういうお考えの中で進めていただきたいというふうに思います。

それから、次にコミュニティバスの活用、利用についてですが、過去についてのお話もございました。その取り組みをやった結果、数十名であったと、惨たんたる結果であったというふうでございましたが、これはなぜかという、いいことであっても、なら、バスがなぜ輪之内町に要るんやと。非常に批判として、また赤字路線で多額のお金をつぎ込んででも維持しないとイケないという部分の中で動いておる事業ですよ。その中で、たまたまフェスティバルがあったからといって十何名であった、トータル30名程度やったとかという話は、これはよその範疇ですよ。何でかといったら、今までそういう経験がない人たちが、急にあらからといって利用するわけがないですよ。だって、ふ

だん毎日運行しておるバスでも乗らないんだから。毎日、足として要るバスですら乗らないのに、たまたま臨時バスを運行したからといって、ああ、それええというぐあいにはなかなかならないけれども、だからといってどうしたらええかという、やはりそれは続ける。町長さんの先ほど御答弁にあったように、続ける努力をされることによってだんだん、やっぱりあそこへ行くと、いつもどえらい、要するに会場までバスに乗っていったほうが本当にメリットがあるというメリットを出さないと、バス停からとことこと長い距離を歩いたかどうかわかりませんが、そういったことも考えられたバス停の設置がされておったのかと。例えば、自分の車で行ったら、とんでもないところへ置いて歩かんらんで、これはえらいなあと、バスなら、ここにバス停があるやないかと。これは、今度一遍来てみようかと。あとは、ダイヤの運行の状況が皆さんのニーズに合っておるかとかというのも、いろんな形の角度から考えられて積み上げられていくことが、最終的にはそれが定着していくと。だからといって、あんまり後ろ向いたような話ばっかでは、やめたほうが早いですよ、そんなことを言い出したら。でも、それはやめられないという一つ的前提の中で、デマンドにしろ、何にしろ、本当に知恵を絞っていただいておりますけれども。

かくいう私も、輪之内のバスに一回も乗ったことがございません。この町の本会議へ来るときでも、バスに乗って来ません。これは、やはりバス停まで行くのに、まず時間がかかることと、帰りのバスに、自分の行動パターンと余りにも合わないから、バスで来たら、帰りがけにまた乗せていってもらわないかん、迎えに来てもらわないかん、そういった一つの大きなテーマの中で、今、輪之内のバスの運行がされておるのではないかと。

そうしたら、役場の職員の方、1カ月に1回でも2回でも、毎日、その文化会館までバスが来ますけれども、あれらを通勤に乗ってみえた方、お見えですかね。月に1回か2回は乗ってみえますかね、課長さんたち。多分自分の車でお見えになって、自分の車でお帰りになるでしょう。それは、帰る時間に自分の業務が、やはり時間が不安定で、5時15分にぴしっと終えて、5時30分発に乗って帰っていくということができないという前提の中で動いてみえるからそうなるんでしょう。だから、それは自分たちの行動パターンに置きかえても、住民の行動パターンに置きかえても、よく似た行動パターンなんですよ、こんなことは。ですから、そこら辺をよくお考えになって物事に取り組んでいただかんと、これは利用はふえませんよね。私もそうです、乗ったことがないんです、私本人が。だから、私も反省しておりますけれども、私のうちは、今、家庭の事情で誰も免許を持っておる者がおりませんので、自分で来な自分で帰れませんので、これはやむを得んということでやっておりますけれども。やっぱりあじさいまつりにしろ、各イベントにしろ、行きはよいよい帰りは怖い、何やといたら、帰りに帰っていかれへんと。やっぱりそういうときには、そういうパターンをきちっとつくって運行を計画して、

臨時の運行も考えていただいたら、そのうちにはよくなっていくんじゃないかあと私は思うんですよ。

まず第一は、自家用車で行くよりも、絶対歩かんでもええとか、便利やということがうたいにならなかつたら、同じくらい歩くんやつたら、そんなもん自分で勝手に行って勝手に帰ってきたほうが当然いいので、そこら辺を踏まえたバス停の設置ができておったのかどうかということもちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、保育園を初め小・中学校の子供たちの登下校における通園バスがわりに、コミバスをうまくうまくはめ込んで使っていったらどうかというふうですけれども、保育園においては父兄が朝送って行って迎えに行くというのが大体絶対条件になっているようなふうだと私は思っております。今、私、外孫しかおりませんのでよくわかりませんが、そうすると、絶対その時間におらんと、おじいちゃん、おばあちゃん、誰でもいいで迎えに行つたってということが起きますよね。だから、おじいさん、おばあさんが車に乗れやあいいんやけど、うちの家内みたいに乗れないと、近くのところまでバスが来れば、そこまで迎えに行くことは可能ですが、そのたびに保育園まで歩いて迎えに行くこともできませんし、孫も多分嫌がると思いますので、やはりそういった中で、このコミュニティバスをうまくそういうところへはめ込みながら、使い勝手のいいコミバスを運行したほうがみんなに愛着を持たれるんじゃないかなあと思っています。

そんな中で質問させていただいておりますけれども、小・中学校においても、腹が痛いとか、足が痛いとか、要するに体のコンディションがきょうの朝急に悪くなったとか、いろんな中で、学校へ行くのになかなか苦しいなあというときに、やっぱり近くのバス停まで自転車で行って、そこから助けてもらえるならええなあということを思われる方も結構お見えになると思うんです。ですから、それも親がみんなやらないかんとということで、それでコミバスとか、輪之内の小回りのきく公共交通機関の中でうまく取り込めるといいなあということで私は質問をさせていただいております。これは、町長さんの答弁では別の視点で、それはスクールバスみたいなものだからということで御答弁いただいておりますけれども、それならば別の視点でお考えがあるならば、教育長を中心にそういうチームをつくって、やっぱりコミバスとの兼ね合い、もしくはスクールバスとか、そういうのは、輪之内の人口をふやしたい、ふやしたいというのは、若い親をふやさないと、やっぱり人口増加はなかなかありませんわね。だから、そういう人たちに対してもうまくアピールができるものを、これから企業もどんどん輪之内にも進出しますので、そんな中で先駆けて、そういう計画も立てていかないとだめではないかなあというふうには私は思っていますので、そこら辺についてのお考えも、お答えがいただけるものであれば御答弁をいただきたいと思っております。

#### ○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

## ○町長（木野隆之君）

幾つかの再質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、青パトの話なんですが、青パトの本来の目的というのは自主防犯パトロールということですので、先ほどのちょっとお話ですと、仕事に兼ねて乗ってればいいということでは実はないんで、ちょっとその辺の考え方、例えば通常の業務と防犯パトロールという業務を兼ねて、それでいいと言える範囲がどこなのかという限界事例をもう少しきちっと整理しないと、せっかくよかれと思ってやったことが、その許可の取り消しなんていう話になっては困りますんで、その辺のところは、もっと慎重に考える必要があるのかなあと。

ただ、言われている趣旨は、私どもと全く方向性は変わっていないんで、ここでああだこうだという議論をするよりも、できる方法をどうやって模索していくかということが大事なんだろうと、そういう意味で、今後、その調整をさせていただくということにしたいと思います。

それと、情報モラル等の教育については、これは先ほどから申しておりますが、継続してやっていくことが大事ですよということです。

それから、街路灯、年間30万ほどが問題なのではない、実は同じことを私も考えております。30万が問題なのではありません。ただ、この街路灯ということについて、これは議員も御案内のとおり、いろんな経過があって、いろんな設置形態の中で出てきているものが、今五百何基あると思いますけれども、その状況について、どうこれからやっていくんだということでございます。その意味では、実はさっきお金が問題じゃないよと言ったのは、ちょっと誤解を招くといけませんので、もう一回詳しく申し上げますと、お金は問題ですけれども、お金が一義的な問題ではないということです。

先ほど、区長会のほうへの電気代の負担ということもございました。これについてはいろんな経過があるものですから、結果としてそうなっているよということから出発する以外にないと思っていますけれども、そのときの一つの物の考え方としては、やっぱりその設置場所が地域によってかなり偏っている部分がありますので、そういう意味で言うならば、やっぱりたくさんある地域の御負担は、たくさんいただくべきだろうということから出発しているんですけれども、でも、それを言いかえて言うなら、地域のまちづくりというのを地域の方たちで少し考えていただくきっかけになればと思ったわけですが、残念ながら、議員も御指摘のように、なかなかお金の絡む話で議論が先へ進まないというか、その意図がなかなか伝わらないということであるならば、それは伝わらないものをどうこうするよりも、本来、我々の街路灯のあり方としてどうなのかという本筋の議論をしていって、つぎ込むべきお金はつぎ込むということになると思います。

そういう意味では、いいことならば補正でもというお話をいただきました。大変ありがたい、心強いお言葉でございますので、検討を早急に進めさせていただきたいと、そ

んなふうに思っております。

それから、コミュニティバスについてでございますが、これも方向性において全く異にしているということはないので、いずれにしても、地域公共交通、地域の足というものがあると、それからあるべきということを前提にしておりますので、そこからの方法論の違いということになるのかもしれませんが、利便性の向上と利用の増加というのは、多分セットものの話なんだろうと思います。そののところを費用との兼ね合いでどのように組み合わせていくかという、その組み合わせの議論の中で、より効率的なものができ上がらないのかというのが今やっている計画の中身でございます。

スクールバス云々の話につきましては、そういうのを究極的に突き詰めていくと、利用の形態の一つとしてそういうものも出てくるのかなあという、射程距離の中にはそういったこともあるのかなと思いますが、これはちょっと地域公共交通だけで捉え切れない問題というのは当然あるわけですので、それも含めて、利用をどこに見つけてどう対応していくかという、その視点を失わないようにしながら、再度といいますか、さらなる検討をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（小寺 強君）

教育課長 松井均君。

○教育課長（松井 均君）

先ほど、青パトの自主防犯パトロール実施者の講習を受講した人間は何人おるかというお尋ねがございました。教育課職員で9名、それから答弁の中にもございましたスクールガードリーダー1名ということで、10名の者が受講しているという状況でございます。

（6番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

町長から心強い答弁をいただいておりますので、くどくどは言いたくはございませんが、今の自主防犯パトロール（青パト）の件ですけれども、いろいろ目的が違うと大変なことになるということはよくわかりました。ですが、なるだけなら、その中でよその運行状況も見ながら、多分いろんな参考にされた中で、いいものが出てくるのではないかなあというふうに思っておりますので、そこら辺はよろしく。子供たちの安心・安全ということであれば、警察当局、許可するほうも、それならどこまでそれを許可できるんかということも多分お考えであろうという範疇の中で十分積み上げていただいて、もっと充実したものにさせていただきたいと思います。

ただ、たまたま当町においては、先ほども言いましたが、1台でしたか、何台ありましたかね、あのパトロールする回転灯がついた車、多分1台だと思うんですが、だから、



そういう意味においても、その始まって以来、やるでもない、やらんでもない、ただやっておるぞというだけではよくないということで、私はあえて今回の質問にさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最後のコミバスの関係ですが、地域公共交通会議が中心となつてやってみえるということは存じ上げておりますけれども、その中のアンケートとか、いろんな中で、例えば高校生のアンケートでも、充実したら使うかとか、料金を下げたら乗ってくれるかとかという部分も多分あつたと思ひんですが、そういうところを見たつて、必ずしもパーセントが高いわけじゃないですよ。コミバスに対する認識が、利用されるべき対象者の中でもかなりパーセントが低い。その低い理由を、やはりもう少しきちつと精査をしないと、次につながるのではないかなあと。そういういろんなアンケートをとつて、前も議会提出用として一回いただいた覚えがありますけれども、中身を見ましたけれども、その中で、こうやったらいいよという利用者からの前向いた声がなかなか聞こえてこない。そんな中でも、町長さんがおっしゃつたように、当町の足としての、外に向けてでも、輪之内は公共交通機関が何もないよと、えらい僻地以下やなあというふうに思われるのもしやくですので、それはぜひ続けなければならないと思ひしております。そんな中で利用者がふえるように、そのアンケートの中をもう少しよくよく、どうしたら本当に乗っていただけるか、私らも含めて、町の職員の方も百数十名お見えですので、いろんな中で、どうやったら乗つてきてもええなあとかという、多分お考えもその中では出てみえるのかなあと思ひますが、私たちも含めて検討していかないかんというふうに思ひしておりますし、スクールバスについても、関係の教育課を中心にした物づくりの中で考え方を、やっぱり父兄に負担を少しでもかけないように、交通機関をうまく利用できる方法はないかというものを突きまぜて、緊急的に一つのプランを提案していただきたい。必ずしも保育園でも送り迎えが必要じゃないよと、やれるにこしたことはございませんけれども、なるだけならそういう負担の軽減も考えられたらと思ひますので、御提案をいただきたいと思ひます。お答えができる範疇で結構です。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

いろいろ御提案をいただいて、地域の足というのは利便性向上と利用の増大というのはセットものだよということはさつき申し上げました。それを財政的負担との兼ね合いの中でどうしていくかという話になりますので、これはアンケート、いろんなとり方があるわけですし、そのアンケートの分析結果にもかかってくるので、再度その辺のところは、アンケートの真の意味というのを分析できるものであれば再度分析して、それが結果的に利用率の向上につながるということになれば、お互いにウイン・ウインの関係になりますので、そうあるべきだろうと、そんなふうには思ひしております。

それから、ちょっと直接的な表現ではなかったかと思いますが、当然我々のところは人口増加とセットものでなければ、こんな小さい町は生き残れませんし、そういう意味で言うならば、特に若い人がどうなのということがないようにしなきゃいかんですし、免許をお持ちの方については、正直言って公共交通というのはあんまり、通常の中では考え方の外になってしまっていますけれども、それは免許がなくなった途端に我が事になるわけですので、それは免許を取る前の人、免許を更新できなくなった世代、ともに同じことだと思っておりますので、その辺のところ为重点を置きながらやるべきなのかなというふうに思っておりますので、御理解をいただけたらと思っております。

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

続いて、お尋ねいたします。

まず、福東用水の導入時期の繰り上げについてお尋ねいたします。

福東用水の導入時期の繰り上げにつきましては、これまでもたびたびお願いしてまいりました。ところが、全く進展しておりません。今年も相変わらず、6月5日からの用水導入でありました。苗の育成状況や、土・日での作業等、本用水まで待ち切れずに、ほ場整備未施工箇所では、ほとんどが排水路の水を利用しているのが実態であります。

下大樽新田の小用水では東江川からの取水ですが、揖斐川からの本用水と比べると、水質は格段の差があります。輪之内産のお米は、全て揖斐川の清流でつくられていると胸を張って言えるようにしていただきたいと思うのであります。

今、町では地域協働水質改善事業を進めておりますが、揖斐川からの取水量を現在の水利権の範囲内で最大限増加していくことについて、どのような議論がされているのでしょうか。

平成22年6月の一般質問に対し、町長は、「導水時期を6月5日よりできるだけ早くしていきたい」と答弁されました。そして、当時の建設課長も、「次年度から6月1日から取水できるようにする」と言っておられました。それが、なぜいまだに実現していないのでしょうか。

また、取水期間について町長は、「県や国交省に対して取水開始時期を6月1日から5月1日への繰り上げを要望しているが、5月は渇水期で揖斐川の河川流量が確保できないという理由で協議が調わないまま今日に至っている。今年度は水利権の更新時期に当たっており、再度取水時期の繰り上げを要望していきたい」と述べておられました。私はそのときにも、徳山ダムが完成して渇水状況は著しく改善されており、渇水で河川流量が確保できないという理由は成り立たないと主張してまいりました。このことは、国交省の水文水質データベースでも明らかになっております。

水利権の更新に当たって取水時期の繰り上げは、本当に要望されたのでしょうか。そ

れがどういう理由で認められていないのか、国交省や県の見解もあわせてお聞かせください。

次に、県道安八・海津線の歩道工事についてお伺いします。

現在、県道安八・海津線で歩道工事が行われております。昨年6月議会でもお聞きしましたが、岐阜県においても当町においても道路構造の技術基準を条例で決めたにもかかわらず、ほとんどの道路がみずから定めた条例に反している状況になっているのが現状であり、このことを指摘し、せつかく定めた条例が絵に描いた餅にならないよう、積極的に道路を改善されるよう要望いたしました。

特に県道安八・海津線は、これは第3種3級の道路だと思いますけれども、ほとんどの箇所では歩道がなく、早急に改善するように要望いたしました。これに対し町長は、「毎年、県に要望書を出しており、今後も引き続き要望していく」と答えられましたが、昨年はどのように要望されたのでしょうか。その要望に対して、どれだけ実現したのでしょうか。町内県道それぞれについてお答えください。

現在行われている里地内の歩道設置工事は、工事区間が中途半端で、完成しても非常に利用しにくいものになっています。この部分については、いつ、どのように要望されたのでしょうか。なぜこのような中途半端な工事になっているのか、具体的にお答えください。

続いて、情報公開についてお伺いいたします。

木野町長は、最初の町長選挙で「徹底した情報公開」を公約に掲げておられました。そして、当選直後の本会議においても、公正・公平な町政の推進について、情報公開の重要性を強調しておられました。私は、この公約を信頼して、木野町政の発足で輪之内町は情報公開が進み、住民に対してもっと開かれた町政になるものと信じていました。ところが、実態は、徹底した情報公開にはほど遠く、当町の情報公開度は、以前よりも悪くなっていると思います。

私は、昨年12月議会で合特法に基づく合理化事業計画等について質問しましたが、その町長答弁について、さらに理解を深めようと関連資料の提示を求めました。しかし、それが拒否されたため、やむを得ず情報公開条例に基づいて必要な資料の提出を求めました。しかし、開示された資料は、個人の権利・利益を害するおそれがあるとか、法人の正当な利益を害するおそれがあるとする情報公開審査会の結論に沿って肝心な部分が黒塗りにされてしまいました。私は、この非開示決定の理由に納得できず、どのような経緯でこのような結論になったのか、情報公開審査会の議事録の開示を請求しました。その結果、開示された議事録は、率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるという理由で、これもまた肝心な部分は全て黒塗りにされておりました。

私は、このような情報開示に納得できず、不服申し立てを行いました。町長は、町

長の判断は妥当であるとする情報公開審査会の答申を尊重して、私の不服申し立てを棄却されました。本来なら、町長を代表とする輪之内町を被告として訴訟を起こすこともできますが、そのためにはお互いに多くの労力と費用を要するために、この場にて説明を求め、町民の皆さんの判断に委ねたいと思います。

まず、町長が選挙で掲げられていた「徹底した情報公開」という公約は、今でも生きているのかどうか。生きているとするなら、町長の言われる徹底した情報公開とはどういうものか、説明していただきたいと思います。

その上で、浄化センターの業務委託契約書や、し尿浄化槽の保守点検委託契約書等の契約金額が非開示とされたことについてお伺いします。

町長は、契約金額を公表すると法人の正当な利益を侵害するおそれがあるとされていますが、契約金額が不当に高額であったり、あるいは算出根拠が不当でなければ、その法人にとって利益が侵害されることはあり得ないはずであります。契約金額の公表がなぜ法人の利益を侵害することになるのか、明確にお答えください。

もともと情報公開を求めた目的は、契約金額がどのように変化しているのか、なぜ変化しているのかを調査するためでした。町長は、議員のこのような調査活動は違法だと言われるのでしょうか、お答えください。

次に、トバナ産業や岐環境の代表者氏名を非開示とされたことです。町長は、これら企業の代表者氏名を公表すると、その代表者の権利・利益が侵害されるとしていますが、どういう権利、どういう利益がどのように侵害されると言われるのでしょうか、具体的にお答えください。

ちなみに、トバナ産業の代表者は川島典子氏であることは、当町の一般廃棄物収集運搬許可業者として公表されており、岐環境の玉川福和氏は、岐環境の広報紙などで頻繁に顔写真つきで紹介されています。これがなぜ非開示にしなければならないのか、どのように説明されるのか、お答えください。

続いて、情報公開審査会の議事録についてであります。審査会での審査内容を公開すると、率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとされています。しかし、情報審査会の委員は、すぐれた識見を有する方たちの中から町長が委嘱することになっており、議事録が公開されて自分の意見を言えなくなったり、中立性を損なうような人はいないはずではないでしょうか。議事録の公開で、なぜ率直な意見交換ができなくなるのか、なぜ意思決定の中立性が損なわれることになるのか、具体的に説明してください。

私は、議事録を公開することによってこそ、その委員会等の中立性が証明されると思います。特別な事情を除いて、多くの町民の見えるところで議論することが中立性を保障することであります。議事録を公開できないような委員会、既に中立性が損なわれているのではないのでしょうか。町長の見解をお聞かせください。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

森島正司議員から3項目、御質問いただきました。順次、お答えをさせていただきます。

まず、第1点目、福東用水の導入時期の繰り上げについてであります。

御案内のとおり、当町の揖斐川からの水利権は6月1日からとなっており、今年も例年と同じく、本用水を6月5日からとしております。

幹線の用水路は3線ございいますが、末端まで用水が行き届くには3日ほど要することから、週末の農作業云々という話がございましたが、その御期待に沿えない地域もあるということは御理解いただきたいと思っております。

また、区域によっては用水の利用がなかなか難しいところもあって、大樽川や普通河川から直接取水する場合もあるんですが、その場合は、福東輪中の土地改良区によって設置した取水ポンプで対応しております。それは河川の水につきましても、代かき等で見た目は濁っておりますが、水質的には用水の水と大きな違いはないものと、そんなふうに思っております。

次に、水質改善事業のために水利権の範囲内で最大限取水量をふやすということについてであります。まず揚水機場は農業施設としてあるものであって、揖斐川からの取水についても農業用水として許可されているものでありまして、水質改善のための取水は、管理者である国土交通省の新たな許可がなくてはできません。

大樽川及び流域河川の水質向上のために、平成25年度に輪之内町地域協働水質改善協議会を設置して、協議を重ねながら、いろんな対策に取り組んでまいりました。現在は、その対策の一環として、県による河川管理行為として揖斐川からの導水ができないかということで、関係者と協議、検討を行っております。

それから、取水時期の繰り上げの要望でございます。これは過去、幾度となく要望してきておりますけれども、1つは、取水時期の変更は、単なる期間の変更ではないということになります。新しく水利権を取得することになります。その必要性を立証して、さらには、これは新たな水利権を確立するということは、下流域の自治体、それから関係する漁協の取水、排水の承諾を得ることが必要だというふうに言われております。この承諾を得ること非常に難しいということのようでもあります。

次に、6月1日から本用水とすることについてであります。確かに議員のお話のとおり、平成22年に福東輪中土地改良区の水利委員会のほうで6月1日を本用水とする提案をいたしたところでもあります。そのときは、今まで6月5日を本用水としておるので急に変わるのはいろんな支障が出てくるということで見送られ、翌平成23年、これはたまたま揚水機のオーバーホールをやったために、5月中に試験運転を行わせていただき

ました。したがって、6月1日から本用水を入れるということは可能でありましたので、国交省の了解を得た後に、福東輪中土地改良区の水利委員会で再び協議をしていただいたことがあったわけですが、これも苗の準備に支障が出たり、少々日にちを早めるまでもないのではないかと、そんな幾つかの意見があって、このときも例年どおりの本用水ということになったわけであります。

なお、水利権につきましては、平成22年度末で切れて、平成23年度、平成24年度につきましては、暫定期間として、同時期、同量の水利権をいただき、今年度につきましても、県より昨年度までと同様の取水時期、取水量を進めるように連絡をいただいております。この方法で運用しておるということでございます。御理解をいただきたいと思っております。

それから、2点目の県道安八・海津線の歩道工事についてでございます。

構造基準等の関係についてお尋ねがございましたが、この県条例、町条例のそれぞれの構造基準につきましては、今後において、県道または町道を新設、または改築する場合に、それぞれの条例において基準を規定したものであります。したがって、このたびの県道における歩道設置工事につきましては、その構造基準がそのまま適用されるものではないということであります。

輪之内町を通る県道の整備を担当しているのは大垣土木事務所でございます。毎年、県道に対する整備要望をしております。昨年度の県道整備要望事項につきましては、（仮称）新養老大橋の架橋促進を初め、福東大橋の渋滞解消、県道安八・海津線の歩道設置、道路照明灯の設置、県道安八・平田線の両側歩道の設置、県道今尾・大垣線への接続幹線道路の新設等を要望しております。

しかしながら、これは当然のことですけれども、要望事項が翌年にすぐ施工されるというものでもありません。予算の関係もあるということございまして、これは粘り強く要望を継続することで後々に実現をされるというものでありますので、この点についても、やはり御理解をいただきたいと思っております。

直近では、平成23年度に福東大橋の渋滞解消策として福東大橋西詰め交差点の改良や、国道258号への交差点改良、南波地区内の歩道の設置、平成24年度では、南波・里地内における歩道設置のための土地の買収、平成25年度は予算繰り越しによって、現在、県道安八・海津線の里・南波地内で歩道の設置工事が行われているところでございます。

このほか、道路照明灯の設置が県道安八・平田線、県道安八・海津線において、毎年、2基ずつ設置をいただいております。

現在施工されております里地内の歩道設置についてですが、当初は予定になかったものを平成25年度予算の中から繰り越しにより、あるだけの予算を投入して施工していただいております。したがって、途中区切りの施工となったものと聞いております。このことについて、私は事業実施を強くお願いしてきた立場から、大垣土木事務所の少しでも多く、少しでも早く実現しようという思い入れというものを感じております。し

たがって、予算の制約の中で、これをこれから順次継続してやっていくという意味では、現在やっている仕事在中途半端な工事だということは思っておりません。むしろ、関係者が前倒しで整備してあげようという、その熱意を素直に評価していただきたいと願うばかりでございます。

続きまして、3点目の徹底した情報公開についての御質問でございます。

まず、情報公開については、町政の進むべき方向や政策課題を住民の皆さんにも御理解いただくために必要であるし、当然今後もそうあるべきだと認識をしております。このため、町の情報提供の手段として、これまでの広報紙等による情報提供の方法に加えて、時代に即した情報提供手段として、町内に光ケーブル網を整備し、コミュニティチャンネルやホームページ等により行政情報の提供に努めているところであります。

さて、情報公開制度に関して、個別的、具体的な御質問をいただきました。御承知のとおり、町の情報公開制度というのは輪之内町情報公開条例に基づき運用しております。条例に基づく情報公開は、町民の知る権利を尊重するものでありますが、一方で個人情報の保護の観点等から、請求された全ての公文書を開示するものではないということにも御理解をいただきたいと思えます。

具体的には、情報公開条例の第7条において開示することができない情報というのを列挙しております。この中で、個人に関する情報であるとか、法人等の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるもの等を非開示情報として規定をしております。したがって、条例に基づいて情報公開請求がなされた場合には、この非開示情報に該当するか否かを検討して、公文書の開示、非開示、または部分開示の決定を条例に基づいてやっているということでもあります。

また、当該条例では、町長の諮問機関として輪之内町情報公開審査会というのを位置づけております。不服申し立てについての審議のほか、情報公開制度の運用に関する事項について意見をいただくことにしております。

情報公開審査会においては、委員がそれぞれの識見に基づいて、自由かつ十分な発言をしていただく必要があることから、情報公開制度において議事録の開示請求を受けた場合には、発言者及び発言内容に関しては、条例第7条に規定する公にすることにより、率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると判断した部分について非開示としており、部分開示にとどまる場合もあるということでございます。

このように、情報公開制度の運用に関しては、情報公開条例に基づいた手続に従って事務を進めるということでございますので、御理解を賜りたいと思えます。

以上で答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、福東用水の件ですけれども、この水利権の更新が23年度からなるはずでしたが、そのときに、今町長が言われたように、要望したのかしなかったのか、このことがはっきりした答弁がなかったと思いますけれども、22年のときには要望していききたいというふうに言っておられたけれども、その答弁は実行されなかったということなのかどうかということをお伺いしたい。

それと、当時、協議が調わないのは、5月は渇水だから河川流量が確保できない、こういう理由で協議が調っていないというふうに言われていましたけれども、そういう理由はもうなくなったのかどうか。今、答弁をされなかったんですけれども、当然その理由がないはずがないわけですから、これは今まで言ってきた県や国交省の主張が間違っていたと、だからそれを取り下げたということなのかどうか、このところを明確にしたい。

それと、水質の問題について、排水路からの取水であっても基本的には田んぼからの泥水で汚れているんであって変化はない、基本的には変わらないというふうなことですけれども、揖斐川の取水を開始する前からやっておるわけですから、例えば最初に言いましたように、下大樽新田の小用水は東江川から取水しています。これは6月1日か2日ころだと思いますけれども、そのころから取水している。ところが、本用水のほうは6月5日からしか来ない。だから、それ以前にたまっておった水をくみ上げているということになるわけです。

大樽川がよどんだ水になっている、水質に問題があるということは、今、水質改善事業の中においても、それは認められているはずであります。その水を使って、最初のうちは田植えをやっている。決して揖斐川の水が田んぼに入って、それが流れて泥水で濁っているわけではない、揖斐川から取水する前の水で田植えをやっているわけですから。地下水の場合は別として、そういう中小の河川から取水している場合には、汚い、水質の悪い水で田植えを行っていることになるというふうになるわけでありまして。それを徳川御膳米といって町長は販売されるというお気持ちなのかどうか、そのところもお伺いしたいというふうに思います。

あるいは、この徳川御膳米というのは、そういうところは御膳米には指定しないということなのかどうか、それもあわせてお伺いします。

それから、今、答弁の中で、22年度末で切れて、暫定として従来どおりの水利権が継続しているというような御答弁だったと思いますけれども、これは本決定ではないということなのかどうか、もう一度明確にお答え願いたいと思います。

もし、これが本格的なものが、また新たに協定されるというのであれば、それに向け



てどういう姿勢で臨まれるのかどうか、こういったこともお伺いしたいと思います。

それから、県道安八・海津線につきまして、毎年、歩道の設置とか、街灯の設置とかというものを要望しているということでしたけれども、歩道の設置について、この見通しはどのように思っておられるのか。これは安八・平田線についても、それから安八・海津線についても同じでありますけれども、安八・海津線については、今、本戸地内で部分的にやられている。けど、平田線のほうについては一切、その兆候があるのかどうか、見通しはあるのかどうか。両サイドに歩道の設置を要望していると言われましたけれども、その見通しはどうか、その辺のところの見解をお伺いしたいと思います。

それから、今の安八・海津線で行っている里地内での歩道設置ですけれども、予算の範囲内でやっていただいているありがたいというような御答弁だったと思いますけれども、どうせやるなら、あと5メートル、10メートル延ばせば道路まで接続する。なぜそんな予算の範囲内ということではなくて、予算は、県の予算から見れば、5メートルや10メートルの金額が重荷になるような問題ではないはずであります。そんなゆとりがないような県の予算ではないはずであります。なぜ、あと5メートル、10メートルの延長ができなかったのか。そういうことには、一切口出し無用となっているのかどうか。やはりもっと、町長も、もと県の職員であられて、県に顔がきくと言われている。であるなら、もっと県に対して強く働きかけて、わずか5メートル、10メートルのことはついでにやってくれと、なぜ言えなかったのか、そこのところも見解をお伺いしたいというふうに思います。

また、情報公開につきましては、結局、情報公開で非開示決定とされた理由をそのまま述べられただけ、それから審査会の内容に対して、これも全く明らかにしない。こういったことに対する不服申し立てであった。その答弁を、そのまま今答えられただけであります。それでは何ら、今回の一般質問に対する回答にはなっていない、全く同じことを繰り返されただけ。だから、当初の質問で言いましたように、なぜそれがこの法人の権利、利益を侵害することになるのか。あるいは、個人名を公表することが、なぜこれがプライバシーの侵害になるのか、そういったことが一切説明されない。

この情報審査会といっても、本来、当初の情報公開請求に対しては情報公開審査会に諮る必要はなかった。それを情報審査会にかけて、これを黒塗りにしてしまった。そんなことから、私は情報公開審査会の議事録の開示を要求したんです、なぜこんな黒塗りにしなきゃいけないのかということ。そうしたら、今度は情報公開審査会の議事録は、全て黒塗りにしてしまう。今、誰が何を発言したかわからないようにしなきゃならないと言われましたけれども、誰が発言したかはわかるんです、今回の情報公開で。名前は書いてあるけれども、発言内容が一切書いていない。で、よく見てみると、はいとか、いいえとか、その程度のこともかもしれませんけれども、その程度のことまで、なぜ開示できないのか。

もし、仮に誰がということを示すのであれば、発言内容を明らかにして、そして誰が発言したかをA、B、Cというふうに隠すという方法もあるかもしれない。ところが、発言者の名前は公表して、そしてその発言内容を全部黒塗りにする、これでは本末転倒じゃないですか。

そうすると、この審査員の誰々は、はいとか、いいえとしか言っていないということがわかるわけです。内容がわからずに、この発言者の回数は、もちろん、A、B、Cにしたところで回数はわかるかもしれませんが、そういう本来明らかにしなければならないことを全く明らかにしない。

以前、私も補助金交付申請に当たっての補助金の交付状況についての情報公開請求をやったことがありますけれども、前町長のときですけれども、このときは、もっとオープンにされていた。渡辺町政時代と木野町政時代においては情報開示の仕方が変わったのかどうか、そのことをちょっとお伺いしたい。

渡辺町政時代には、情報公開審査会にかけたということは聞いておりません。渡辺町政時代でも情報公開審査会にかけて情報公開を行ったのかどうか、そのところもお聞かせください。なぜ情報公開審査会の結論をまって情報公開をされたのか、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つかの御質問をいただきました。当初の御質問のとおり、3項目ほどの大枠になると思います。

まず、現在、水利権が切れた状態になっておりまして、暫定運用として従前の水利を、期間を確保していただいているということは先ほど申し上げました。当然、その段階でいろんな関係者との話し合いの中で、私もここで、できれば5月1日からやってほしいねということは申し上げたわけでありまして、当然言っております。

それともう1つ、その5月1日に上げられない理由の中で、確かに渇水期だから云々という話をここで申し上げたはずであります。その問題がなかったということではないと私は個人的には思っておりますが、その分を、じゃあどうするんだということの中で、先ほど申し上げたように、大きな問題として、その渇水の問題だけではなくて下流域との調整が要るよという大きな問題が浮上して、その方向性がなかなか見出せないということでございます。

そういう意味で、今現在も実は暫定取水をしておる状況であります。これは、ちょっと細かく申し上げますと、この水利権については、福東輪中土地改良区に水利権が付与されたというよりも、県が国交省との間で揖斐川の水利権に関する幾つかの水利について調整したものを私どもがいただいておりますという関係でございますので、当然のことな

がら、それは申請者は県ということになりますので、その辺のところの調整を事前にするという、これは水利権を扱うときの本質の問題ではなくて事務的な問題でありますので余り今まで言うておりませんが、そういう部分があるという、非常に複雑な経緯もたどっているということだけは御理解いただきたいなと思っております。

それから、6月2日以前の水、6月5日の本用水以前はたまっていた汚い大樽川の水を使っているんじゃないかと、そういうことかと思えますけれども、これは福束輪中土地改良区の水利委員会の中でも、理論的には、理屈としては6月1日から取水できるわけでありますから、水利委員会のほうでいろんな調整をして、6月1日から本用水を入れるよということになればできないことはないんですけども、6月1日以降に試験用水も含めて取水することになっていきますので、いきなり6月1日から本用水という話になりますと、水路の再度の状況の確認等も要るものですから、6月1日に試験用水をやって、6月5日から本用水という形が妥当であろうということで、これは福束輪中の水利委員会の中で決めた話であります。そういう意味で言うならば、法的には6月1日からやることについて特段の支障はないということであります。

それと、そういう意味では、そういういろんな福束輪中土地改良区の運営の中で6月5日というのをやっております、今年も6月5日ということになっておりますけれども、そうであるならば、6月5日の本用水、私は先ほど申し上げたとおり、水質的に問題がある云々という話よりも、もしそうであるとするならば、6月5日以降の水をくみ上げるという方向の中でやっていただきたいなと思っております。

徳川御膳米云々という話がありました。そういう議論をすることによって御膳米のブランドに傷がつくことを恐れております。

それから、最終的に、じゃあこの水利権は本決定じゃないのという話については、これは本決定ではございません。したがって、これから本決定に向けた作業が進むと思えますけれども、ここに1つ問題があるのは、今、22年までというか、過去の水利権の中で許可されております水量と現実にくみ上げている水量にかなり差がございます。要は簡単に言えば、従前ほど水を使わなくなっているという状況がありますので、その部分をどのように今度の水利権の設定の際に議論していくのかということが、なかなか結論が出せない一つの理由なのかなと推測はしております。

それから、県道安八・海津線、安八・平田線の歩道の設置について、これについては先ほども申し上げたとおり、毎年要望もしております。本当に遅々とした歩みでないのかもしれませんが、少しずつはやっていただいております。

御案内のとおり、ここ何年かは岐阜県も財政再建期間ということもあって、なかなかそういうところに目が行かなかった部分もあるかと思えます。現状でも、非常に道路関係予算等については厳しい状況のようにも思えます。私がかつてどうであったかどうかは、ちょっとこの本題から外れますので、あえて回答はいたしませんけれども、一生懸

命努力をしているということだけ申し上げておきたいと思います。

それから、情報公開について一般質問の回答になっていないんじゃないか、いや、回答になっていないと言われると困るんですけども、情報公開について関係当事者で意見が異なるというのは、ある意味当然のことだろうと思っております。

そもそも情報の取り扱いに認識の差があるからこそ、その食い違いを公正なルールのもとで調整しようとするのが情報公開条例をつくって、情報公開審査会を運用しながらやってきた本来の趣旨であろうと思っております。

したがって、それがルールとしてあるのであれば、情報公開を請求することによって全ての情報が公にされるものでなくて、情報公開条例によって開示していいと、開示すべきものとされたもののみが公にされるものだと考えております。そういう意味では、恣意的判断を排除するために、第三者機関である情報公開審査会が設置されているんな事案の検証をすること、これが情報公開に向けての制度的担保であろうと思っております。

情報公開についてのかなり意見の相違というか、考え方の違いがあるのかもしれませんが、私は以前から申し上げておるとおり、情報公開は必要であるし、正当な扱いがなされることも、また情報公開がスムーズに制度運用されるための一つの前提であろうと思っておりますので、そういう意味で今回は慎重な対応をさせていただいたということでもあります。

それから、渡辺町政時代と比較して云々という話がございました。この際も、私は当時の状況は知り得る状況ではございませんけれども、それは第三者に委ねるまでもなく、公表すべきと判断されたということではないのでしょうか。それ以上のことは、私も当時の状況はわかりませんのでお話は、これ以上の判断は差し控えさせていただきたいと思っています。以上です。

**○議長（小寺 強君）**

建設課長 高橋博美君。

**○建設課長（高橋博美君）**

先ほどの福束用水の件でございますけれども、濁っているということは現実的には特に問題ないというふうに町長答弁でも申しましたが、取水前の水といいましても、個別に井戸等を持ってみえますので、その取水前に既にヒューガル等を持ってみえる方もおりますので、そういった意味では濁った水は、取水前でも発生するのではないかとこのように思います。

また、安八・海津線の県道につきましても、現場も確認しまして、県のほうへも確認いたしましたけれども、ありったけの本年度の予算を集めて、できるだけ長く早目にとこのことで、25年度も繰り越しでございますけれども、それに対応していただいたということを確認しております。ただ、本来であれば道路から道路までということできれ

ばいいんですけれども、あれで目いっぱい予算の範囲内でやらせていただいたということで、起点境につきましては、安全帯は十分今後行っていくということをお聞きしましたので申し添えます。以上です。

(9番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

まず、水利権の問題ですけれども、まだ暫定で本決定ではないというようなことでした。これはいつまで暫定でいくのか、ちょっとわかりませんが、本決定に向けて町としては従来どおりでいいという考え方で臨むのか。22年の答弁のときには、今後、5月1日から要望していきたいというふうに述べておられましたけれども、この考え方を改めて、従来どおりでいいというふうな考えで臨まれるのかどうかということをお伺いしたい。

それから、下流域の承諾が必要だということですが、下流域は、なぜこの5月の取水を承諾できないのか、その辺の理由はつかんでおるのか、いないのか。もし、つかんでいたら、それに対する対応を考えてやれば済むはずであります。だから、下流域の承諾が必要だから、この承諾を得るのが面倒くさいのでやめるということなのかどうか、その辺のところもお伺いしたいというふうに思います。

それから、先ほども言いましたけれども、明確なあれはなかったと思うんですが、河川の渇水時の流量というのは従来に増してふえているということは歴然たる事実なんですけれども、こういう状況のもとにおいて、さらにだめだという理由が見当たらない。だから、そういうことも含めて強く要望していただきたいというふうに思います。

それから、歩道の問題ですけれども、毎年要望しているということで、遅々として進まないということですが、結局、町としていつまでにこの歩道を完成してほしいという展望は持っているのかいないのか。

安八町の場合は、安八・平田線については、もう完璧に両サイドに、一部のところでほんの数メートルないところがあるかもしれませんが、完璧に安八町地内は両サイドに歩道ができているのに、輪之内町になると、途端に片側になってしまっているという現実を見て、これを長期見通しもないまま、漫然と毎年要望しているというだけなのか。年次計画を持って要望していくのか、こういったことも改めてお伺いしたいと思います。

それから、情報公開につきましては、結局、答弁がなかったと言ってもいいと。私が聞いたのは、なぜ契約金額を公表すると法人の正当な利益を侵害するおそれがある、なぜそうなるのか。だから、最初の質問で言いましたように、契約金額が不当に高かったりしているのであれば、これは当然それが批判されるから、この法人にとっては不利に

なるかもしれません。けど、安い金額であれば、法人にとって何の不利益にもならないんじゃないですか。なぜこの契約金額が公表できないのか。だから、不当な価格であるかどうかをチェックするために情報公開請求をしているのであって、それを隠してしまつたら、何のための情報公開なのか。

もちろん、情報公開条例、あるいは情報公開の法律なんかでも全てを公開するものとはなっていないということは、当然わかっております。しかし、今言ったように、この情報公開をすることによって不利益になる場合は非公開にすることができるとなっているわけですが、なぜこれが不利益になるのかと、その理由を言わない限り、これは答弁になっていない。町長は、2回目も結局答弁されなかった。1回目も答弁していないし、2回目も答弁していない。どうですか、3回目で答弁できますか。3回目で答弁してくださいよ、これ。なぜこの契約金額が公表できないのか、公表すると不利益になるのか、これを答弁してください。

それから代表者氏名、川島典子氏は、町の一般廃棄物運搬許可業者として公表されているんですよ。それを、なぜ川島典子氏の名前を書くことによってプライバシーの侵害になるのか。

それから玉川福和氏につきましては、私のところにも挨拶状が来ているんです、理事長がかわりましたと。そして、新理事長の名前が来ているんですよ、これ。なぜこの理事長の名前を公表すると、どういう不利益があるんですか。玉川氏や、あるいは川島氏にどういう不利益を与えるのか、それを具体的に答えてくださいよ、全然答えていないじゃないですか。

それから、今、渡辺町政時代の情報公開の仕方と木野町政時代の情報公開の仕方が違うと私は言いました。当時は、情報公開審査会にはかけていなかったはずですよ。これは町長は御存じないかもしれませんが、担当課長のほうは、これは知っているんじゃないですか。情報公開の請求に対して、最初は情報開示をするのは執行部の判断でやられる。それに対して不服申し立てがあったときに、情報公開審査会に諮問するんだと。だから、前回は不服申し立てをやっていながら、恐らく審査会は開かれていないと思います。今回は、最初に情報公開請求したときに審査会を開いた。そして、このいろんなことを隠してしまった。だから、情報公開審査会の審査内容がどうだったかということで議事録の公開請求をしたら、議事録は真っ黒にってしまった。結局、何も知らせないというのが木野町政の情報公開の根本姿勢じゃないのかと疑わざるを得ない。

だから、選挙公約で徹底した情報公開、渡辺町政よりも進んだ情報公開を行うというのが町長の公約だったはずであります。私はそれを信頼して、この情報公開がもっと進むんだというふうに思ったんですけれども、これが裏切られてしまった、非常に残念であります。

そういうことで、これは3回目ですので、もう今度どんな答弁があってもこれで引き

下がりますけれども、ぜひ真面目な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再び大きく分けて3点ほどでございます。

まず、水利権について5月1日に繰り上げの要望云々という話でございますが、これは、先ほど来繰り返しになるかと思いますが、下流域との調整というのは、多分なかなか今までの例からして難しいだろうと。ただ、これは直接何ぼやるからといって、どうなるんだということを下流域の関係者に問いかけをしたわけでもございませんので、まずはその前に、取水についての可能性についての議論を踏まえた上で関係者に持ち出すということでありますから、これについてはまだ確定的な、どう考えておられるかということについては、我々は知るべき状況にはなっておりません。

それと別に、先ほど当初の答弁のときにも申し上げましたけれども、じゃあ水質改善なり何なりということであるならば、県の河川管理行為として県の取水についての国と調整の枠の中で取り得る流量があるのではないかということで、今、検討を進めていただいております。

それと、渇水期における云々という話について、それは徳山ダムができたんだから維持水量は確保されているはずだと、だから渇水云々というのは問題にならないということ、それは意見としてそういうことかもしれませんが、河川の維持水量というものはどこかで水を取ることを前提のものではございませんので、それは河川管理上必要な維持水量を流すということは、徳山ダムというものができて、その中で全体としての全体最適をつくり出すための維持水量というものは当然あるわけでありますから、その範囲内で考えられていると。だから、それも一つの判断要素ではあるんだけれども、それだけではない部分も新たに出てきているということを御理解いただければよろしいのかなと思います。

それから、歩道についてであります、隣町の状況、確かにこれについては事実として、隣の町の歩道のほうが先行しております。間違いございません。だからこそ、今、一生懸命要望しているわけでありまして、できてしまえば要望なんかなくてもいいんですけれども、要望は、どうしても第1順位、第2順位としなきゃならないという状況があるからこそ要望しているわけであります。

年次計画云々という話でありますけれども、年次計画は、本来設置すべき主体が何年までにやりたいということをやるのが計画であります。そういう意味では、やってほしいというお願いをするほうが何年までにというのは、それは単なる要望なんであって、我々が計画をつくるものでもありません。だから、一生懸命お願いすることによって、じゃあ、ここは何年までにという言葉を引き出す努力を現在しておることですの

で、その努力を見守っていただければと思っております。

情報公開について再々の御質問がございました。簡単に言えば、というよりも結論そのものになりますけれども、情報公開条例の土俵に上れば、情報公開条例の趣旨に沿ってその可否を判断するというのは当然のことです。そのために、条例に基づいて審査会の意見も聞きながら、最終的な判断をしたということになります。

同じ答弁を繰り返しているとおっしゃいましたが、質問も同じ質問を繰り返しておられるようですので、同じ回答にならざるを得ないということを申し上げておきたいと思っております。以上です。

○議長（小寺 強君）

暫時休憩します。11時20分より再開します。

(午前11時07分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

お許しをいただきましたので発言をさせていただきます。

人口減少について。

木野町長は、就任以来、「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」をスローガンにやってくられたと思いますが、しかし、このところの人口の減少は気になるようです。

平成26年4月現在では、輪之内町の人口は約9,940名ほどと思っております。1万人を目指している当町においてマイナス60名は大きな数字かと思っております。転入より転出のほうが多いのは言うまでもありませんが、この数字を見ると、町民に対して何か足りないような気がします。3億5,000万かけての役場庁舎の改修も結構ですが、町民が喜びはしません。町民自身が喜ぶ、町民に優しい行政が必要かと思えます。

岐阜県42市町村ある中で平成23年度国保税を見ても、上から5番目に高い町です。これでは永住にはつながりません。人口減少に歯どめをかけることについて、何か具体的な政策をお考えでしょうか。お考えであればお聞かせください。

ちなみに、人口比率は違いますが、人口増加は、市では各務原市、町では岐南町、笠松町と記憶しております。少子化、高齢化の条件は同じかと思っております。町長の見解をお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）



それでは、浅野常夫議員の御質問にお答えします。

人口減少についての御質問をいただきましたので、少し人口の減少に対するデータを踏まえておきたいと思います。

日本の人口動態事象を把握することを目的に実施されております人口動態調査によれば、全体として平成17年から出生数が死亡数を下回る現象が続いており、日本が人口減少時代に入っていることを示していることは周知のとおりであり、これは全国のみならず、岐阜県でも同じような現象が起きております。

岐阜県統計課発表の平成25年岐阜県人口動態統計調査結果（年報）によりますと、自然動態では8年連続で死亡数が出生数を上回り、5,419名の自然減少、また社会動態は、9年連続で転出者数が転入者数を上回り、6,253人の転出超過となっております。この結果、岐阜県の人口は9年連続でマイナスとなり、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの1年間に1万1,654人減少しており、0.56%の減少率を示しております。何か0.何%という、そんな大したことないように見えるんですが、実際減少している1万1,654人というのは我が町の人口を上回っておりますので、我が町が消えるぐらいの人口減少が既に岐阜県で始まっているということでもあります。

今、申し上げました指標の内訳は、自然増減率がマイナス0.26%、社会増減率がマイナス0.3%を示しており、死亡者数が出生者数を、また転出者数が転入者数を上回っている調査結果が公表されているところでございます。

なお、御質問の中で御指摘がございました各務原市、岐南町、笠松町の状況についてでございます。いろいろ推計の方法があるのかもしれませんが、前述の調査によれば、各務原市は0.34%の減少になっております。岐南町においては1.46%、笠松町においては0.26%の増となっております。

これらを踏まえてであります。当町では、平成22年国勢調査で初めて1万人を超えるなど、人口も増加をしてまいりました。現在まで分譲地などの住宅施策については、都市計画などの土地利用規制関係や、市町と比較して入手しやすい土地の価格水準にあることなどを背景に、民間による開発が先行してまいりました。その結果、順調に人口増加をしてまいりましたが、最近では、社会経済状況の変化に伴い、その伸び率もやや陰りを見せております。

当町における人口の実数調査では、平成26年4月1日現在で1年前の同時期より22人減の9,940人となっております。0.2%の減少率を示しております。その指標の内訳は、出生者数が死亡者数を上回っているものの、これは1人ではありますが、転出者数が転入者数を大幅に上回っている、23人という状況で、結果として22人減ということになっております。ちなみに、一番最近の状況はどうかということで住民課のほうに確認しておりますけれども、おとつい現在で9,959人ということでございます。

その転出者の内容を調査してみますと、年齢層では30代、40代とその子供、世帯構成

では1人から3人までの家族構成世帯が多くを占めております。転出先も近隣市町が多くて、転出理由として、経済情勢を反映した職業上の理由でありますとか、住宅事情が多いということでもあります。ちなみに、これらの方々の約半数は集合住宅、アパート等にお住まいの方々という傾向が見られるということでもあります。

したがって、こういった人口減少の実態から見ますと、浅野議員がおっしゃるように、町民自身が喜ぶ町民に優しい行政が必要であると、ストレートに結びつけて議論すべきかどうか、私としてはまだ判断できる状況ではございませんけれども、思いとしては、議員と方向性を異にするものでは全くないと申し上げておきたいと思っております。人口減少に対する危機感、それから人口増加策をどうするかということは、まさにその方向性は同じだということをおっしゃいます。

さて、現在、そして未来に向かって何が必要になってくるのか、それを実現させるためにどういった施策を打っていくのかというのを常に模索をし、ひいては町民全部の皆様方の福祉向上に資する施策を遅滞なく投入していくことが究極の目標であります。

さて、議員からは具体例として、国保税の他市町との比較から、永住は望めないとの御指摘をいただきました。そして、日本全体が少子・高齢化という大きな課題を抱える中、人口減少に歯どめをかける具体の政策は何かという御質問をいただきました。

少し振り返ってみますと、これまで定住人口の拡大に向けた施策については、企業誘致事業を推進し、地元輪之内町に帰って暮らしてみようとする、いわゆるIターン、Uターンを促し、輪之内町でしっかり生計を立てることができる働く場を提供することで雇用の創出を図るとともに、ひいては定住人口の拡大をコンセプトとして、その考え方に基づいて一貫して取り組んでいるところでございます。

その具体の施策としましては、分譲地だとか、そういう住宅施策については、現在のところ、第5次総合計画の中では、平成28・29年度に取り組むことを組み込んでおります。

今後は、民間事業者による分譲住宅開発の状況を見据えながら、行政として定住人口拡大の施策の一つとして住宅施策を掲げ、そのコンセプトや規模、場所等を熟慮した上で、その取り組む方向性、これについては既に計画上明示しており、社会情勢の変化を的確に把握しながら、その実施時期等について柔軟に取り組んでまいりたいと思っております。

また、福祉の施策においても、以前浅野議員も御提案されました高校生までの医療費無料化についても、これは近隣町に先駆けて取り組んでまいりましたし、各種予防接種事業においても、近隣市町に先駆けて全メニューに対して助成制度を構築する等をしてまいりました。その意味においては、施策体系全般として他の市町に十分比べ得るもの、その水準、むしろそれを上回るものと考えております。であります、やはり施策のアピールというものをどういう形でどのようにしていくかというのを、もう少しわかりや

すくしていく必要もあるのかなと。どうせ同じお金をかけるのであれば、やっているということが目に見えるような形で理解していただけるような方策も考えなきゃいけないのかなということでもあります。

いずれにしても、今後、町民の皆さんが、ここ輪之内で安全・安心という形で暮らしていただける、そのような目標を実現するために、生活に密着した各種施策を推進することによって定住人口の拡大につなげていくとともに、これらが最終的に、やはり住民福祉の向上なんていうより、もっと言うなら、町民の皆さんが住んでよかったと思っただけのような町をつくってまいりたいと、そんなことを思っております。決意表明とあわせて議員の御理解を賜りますよう、お願いをいたしたいと思います。以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

2番 浅野常夫君。

○2番(浅野常夫君)

答弁をいただきましたが、具体策においてはざっくりとした答弁かと思いますが、以前、町長は企業誘致とあわせ住宅誘致も行うと、これは自分の記憶の中ではエフピコの企業誘致をすると同時にそんなことを言ってこられたかなというのは、もし、私の言い方が間違っていたら謝りますが、たしかその辺のときに、あわせて住宅誘致もやっていくということを言っておられました。

今、集合住宅、いわゆるアパートは出入りが激しくて定住にはつながらんというか、難しいかと思えます。しかし、私の地区で、ミラリードのちょっと東のところどこかの企業さんがやられた住宅においてはぼつぼつと埋まって、あれは定住につながるのかなと。

だから、私が言いたいのは、住宅誘致が行われることが望ましいのかなと思えます。これは経営戦略課の課長さんどう思われるか、後でお聞きをしたいと思うんですが。

それからもう1つ、国保税の件に関しましては、輪之内は上から5番目に高いと申しました。一番低いのが飛驒市で6万9千幾らですかね。差し引きしますと、4万1,000円ほど輪之内が高いというところで、ローンも抱えながら、子供さんも小さいながらの中で、ちょっと輪之内は高いんじゃないのということで定住につながらないという、引き金にもなっているんじゃないかと思えます。これは、いろんなところでその財源をやりくりしていただく中で、こういうことはできるんじゃないのかなと思うんですが。

もう1つ、輪之内は、あれが安いからいいね、あれがいいからいいねって、立地条件ではよそには負けていないと思うんです、輪之内町は。だから、何か目玉商品をつつくと、ここにとどまってくれる方が少しは多くなるんじゃないかと、私、勝手にそんなことを思うんですが、町長の見解をお聞かせくださいませ。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度のお尋ねをいただきました。

まず、住宅誘致に関してであります。これは就任以来、いろんな意味で人口は行政の基本でありますから、人口が減少するということは決して好ましいことではない、むしろ拡大を図っていく中で行政はどうしていくかということを考えるのが、この輪之内という地理的特性からしても、十分それを考えていい場所だと思っております。

したがって、先ほども申し上げましたけれども、定住促進をするための住宅団地の造成でありますとか、その他、当然住宅をつくるということは住んでいただくことが大前提でありますから、企業誘致等の雇用の場を図っていくことも大事、これは両輪として、今後もバランスある施策を展開していく必要があるかと思っております。

それと、一つ、誤解があるといけませんのであれですが、アパートの方も我々の住民であることは間違いございませんので、それはたまたま出入りが激しいという状況はございますけれども、それはそうとしても、いずれかの機会に輪之内に住んだという方であれば、そういう御縁を大切にしながら、将来とも、今度アパートを出られても、我が町で定住していただけるような、そんな状況を受け側としてつくっていくのも大事なかなと思っております。

いずれにしても、バランスある発展を目指して幾つかの施策を展開してまいりたいと、そんなふうに思っております。

それと国保税について、23年度数値を前提にお話ございました。国保税については、国保の運営協議会等々でもいろんな話をされておられますし、浅野議員もたしか国保の運営協議会の委員の一人だったと思います。これからも議論を深めていただきたいと思いますが、基本的に、やっぱり国保税というのは総費用から各種補助金等を抜いたものを国保税で負担していただくというのが大原則であります。よく一般会計からお金を継ぎ足せばというような話もお聞きしますし、現に幾つかの町ではそれをやっておるという状況もありますけれども、でも、やはりこの部分は基本に忠実に、むしろそこにお金を入れるのではなく、周辺の福祉の施策なり何なり、優先的につぎ込む部分というものがどこにあるのかということを考えながら、福祉向上といって抽象的な言葉になって申しわけないんですが、やはりこれも住みやすい町にとって何が必要なのかという施策の選択をしていきたいなと思います。

先ほど当初のお話の中で申し上げましたように、やっぱりはっきりここはこうなんだよと言えるといいますか、目玉が必要なんだろうと。それは、やっぱりこの町をアピールしていくときに必要な条件だとは思っています。繰り返すになるのかもしれませんが、そういったことにも、施策の展開の中で何を重点にするかということをしちっと明示し

ながらやっていくことも、おっしゃるとおり大事だろうと思いますので、これからもそうさせていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、大きな大きな人口減少のトレンドの中で我々がどう生き残っていくかというのは、今、真剣に考えるべき課題であるという受けとめの中で行政を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いしたいと思っております。

○議長（小寺 強君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

先ほど住宅誘致等をというお話でございました。私ども、今、企業誘致事業を推進させていただいておるわけでございますが、そのコンセプトについては、先ほど町長の答弁にもございましたように、やはり輪之内町で働く場を提供し、この輪之内町でしっかりと生計を立てられる環境をつくっていくと。その代表的な施策として企業誘致を行っておるわけでございますが、それはあくまでも定住人口拡大に向けた施策とセットものというふうに考えております。

したがって、今後もそういった事業を進めていくことによって、より輪之内町に戻ってみえる、Iターン、Uターンの方、そして例えば他県から工場を誘致した場合、その従業員さんが輪之内町で暮らしてみようと、いいところだというふうに思っただけのような施策を続けていって、ひいては定住人口の拡大、そしてその定住人口を拡大した中にさまざまな福祉とか、そういった、よりきらりと光る施策をちりばめておるといのが一番ベストな状態かなというふうに考えております。

したがって、今現在としては、私どもが考えておるのは、企業誘致と住宅施策についてはセットもので今後も推進してまいりたいというふうに考えております。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

今、担当課長さんにも答弁をいただきました。例えば、企業が来たと、そこに働いておる方がすぐ住みたいと、でも、住宅誘致はない、そんなうまくいくようには思いませんが、先に皿をつくっておいて来てくださいならいいんですけれども。さあ、企業ができました、明るく日暮らしするところというのは多分アパートしかなかなかろうかと思うんですが、そんなことで、要望です、同時に一生懸命進めていただくことを望んで。

それから、さっき町長さんが言っていました国保税、これはいろんな補助の中で金額が決まるということを町民は知りません。ただ、高いということしか言いません。だから、それをどこかの中でやりくりをしていただいて、町民が喜ぶ優しい行政を行っ

ていただくことを期待して、終わります。

○議長（小寺 強君）

これで一般質問を終わります。

---

○議長（小寺 強君）

日程第3、議第31号から日程第7、議第35号までを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に提案説明、議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 上野賢二君。

○総務産業建設常任委員長（上野賢二君）

それでは、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

平成26年第2回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、6月9日午前10時25分より、協議会室において全委員出席のもと、町長初め執行部及び関係課長・職員出席のもと、審査をいたしました。その経過と結果を報告いたします。

初めに、議第31号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）について当委員会所管分を議題とし、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、仁木コミュニティ防災センターに設置予定のエアコンの能力はに対し、1階のエアコンは冷房能力7.1キロワット、暖房能力8キロワット、2階のエアコンは、冷房能力14キロワット、暖房能力16キロワットとのことでした。

工事費の内訳はに対し、エアコンは天井埋め込み式で、工事費は消費税等を除き、1階部分は約57万円、2階部分は約101万7,000円、その他室外の電力計ボックス等も腐食しているため取りかえることとし、その費用が約29万5,000円とのことでした。

工事の契約方法はに対し、入札で行うとのことでした。

防災センターの経費は消防費に計上されており、施設管理は危機管理課で行ったほうが対外的にわかりやすいのではないかとに対し、施設管理については、庁舎管理等を行っている総務課であわせて実施することとしているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑はなく、質疑を終了いたしました。

議第31号について討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第31号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第33号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算

(第1号) についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、補正は異動によるものかに対し、課内の昇格によるものであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第33号について討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第33号平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第34号 平成25年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第35号平成25年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、特別利益と特別損失とは何かに対し、非経常的な損益のうち、臨時、巨額なものをいい、今回の水道事業では、過去の減価償却額の見直し修正により、減価償却をし過ぎていた分は特別利益として計上し、減価償却をし足りない分については特別損失として計上したとのことでした。

みなし償却とは何かに対し、当該固定資産の取得に要した価額から補助金等の金額に相当する部分を除いた部分を取得価額とみなし、減価償却をする方法であるとのことでした。

給水単価が上昇した理由は何かに対し、総費用が昨年より上昇したことが原因で、具体的には、電気代の増額、上水道管理システムの更新業務委託、会計制度見直し支援業務委託があったことによる経費の上昇であるとのことでした。

有収率が減少した理由は何かに対し、海松新田地内における150ミリ本管からの漏水が原因で、8月以降配水量がふえ、1月に漏水箇所が発見されるまで漏水が続いたとのことでした。

漏水したのは石綿管か、仁木地区にはもう石綿管はないのではないかに対し、管網図ではVP管となっていたが石綿管であった。今後、このようなことがないように、毎年、上水道管理システム更新を行うことにしたとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

議第34号及び議第35号について討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第34号 平成25年度輪之内町水道事業の決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定し、議第35号 平成25年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件について経過の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

## ○議長(小寺 強君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

次に、文教厚生常任委員長 浅野利通君。

○文教厚生常任委員長(浅野利通君)

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

平成26年第2回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、6月9日午前9時30分より、協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事、調整監及び各関係課長・担当者出席のもと審査をいたしました。その経過と結果を報告いたします。

初めに、議第31号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第1号)について当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、この補正は人事異動により国民健康保険担当が増員になったものかに対し、増員ではなく、主事から係長級の者になったことによる追加補正とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、食物アレルギーの原因は何かに対し、食物アレルギーを引き起こすアレルゲン食品として、卵、そば、牛乳、小麦など約20種類ほどあるとのことでした。

アレルギー等を有する児童・生徒の把握はどのようにしているのかに対し、年度初めに保護者からの保健調査票により把握し、また新たにアレルギーが発見された場合は、保護者から申告を受けているとのことでした。

町内でアレルギー等を有する児童・生徒数はに対し、小学校で54名、中学校で23名の該当者がいるとのことでした。

データ入力、管理も職員で行えばよいのではないのかに対し、今回は新規での導入のため、サポートが必要とのことでした。

アレルギー等を有する児童・生徒への給食の対応はに対し、献立表を確認し、学校でアレルギー物質を取り除いてもらうとのことでした。

近隣でシステムを導入している自治体はに対し、県下では輪之内町が最初であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第31号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第31号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべ



きものと決定しました。

次に、議第32号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、人事異動は、業務内容に対する人員配置ではないのか、同じような職階での異動ではないのかに対し、役場全体での人事異動で、各課において分担を決めるため、職階については異なる場合も出てくるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第32号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第32号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

**○議長（小寺 強君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（小寺 強君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第31号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（小寺 強君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（小寺 強君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第31号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第32号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第32号についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第32号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第33号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第33号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第34号 平成25年度輪之内町水道事業の決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第34号についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第34号 平成25年度輪之内町水道事業の決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第35号 平成25年度輪之内町水道事業の剰余金処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第35号についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第35号 平成25年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長(小寺 強君)

日程第8、推第1号 輪之内町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は3人とし、田中政治君、國島まき君、牧野啓一君、以上の方を推薦したいと思います。

地方自治法第117条の規定によって田中政治君の退場を求めます。

(6番 田中政治君退場)

○議長(小寺 強君)

お諮りします。

ただいま申し上げました3人の方を推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は3人とし、田中政治君、國島まき君、牧野啓一君、以上の方を推薦することと決定いたしました。

（6番 田中政治君入場）

---

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

---

○議長（小寺 強君）

これで本日の日程は全部終了しました。平成26年第2回定例輪之内町議会を閉会します。

9日間にわたり極めて熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼申し上げます。大変御苦労さまでした。

（午後0時02分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年6月13日

輪之内町議会 議長 小寺 強

署名議員 高橋 愛子

署名議員 森島 光明